

議案第101号 指定管理者の指定について
(港区立みなと図書館等)

1 施設名称等

No.	施設名称	所在地
1	港区立みなと図書館	港区芝公園三丁目2番25号
2	港区立麻布図書館	港区六本木五丁目12番24号
3	港区立赤坂図書館	港区南青山一丁目3番3号

2 事業者選定の経過

港区立図書館指定管理者候補者選考委員会を設置し、優良な候補者を1事業者選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て決定しました。

応募事業者は3事業者でした。

(1) 港区立図書館指定管理者候補者選考委員会委員

	委員氏名	役職
委員長	松本直樹	慶應義塾大学文学部准教授
副委員長	星川邦昭 (令和5年3月31日まで)	港区教育委員会事務局教育推進部長
	長谷川浩義 (令和5年4月1日から)	
委員	安形輝	亜細亜大学国際関係学部教授
委員	下山佳那子	八洲学園大学生涯学習学部准教授
委員	須賀千絵	実践女子大学図書館学課程専任講師
委員	竹村多賀子	港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長
委員	篠崎玲子	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

(2) 選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	令和5年2月1日(水)	委員の委嘱について 候補者の選考方法について 公募要項について 選考基準について
第2回	令和5年6月14日(水)	応募事業者の財務状況等について 第一次審査(書類審査) 第二次審査の方法について
第3回	令和5年7月6日(木)	第二次審査(プレゼンテーション及び ヒアリング) 候補者の決定について

(3) 港区指定管理者選定委員会

令和5年7月31日(月)に開催された令和5年度第2回港区指定管理者選定委員会において、港区立図書館指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名 称	ナカバヤシ株式会社 東京本社
代 表 者	本社長 淡路 克浩
所 在 地	東京都板橋区東坂下二丁目5番1号

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年)

5 選定の理由

- (1) 地域に根差した図書館を実現するために地域特性に応じた館を運営することについて十分に地域を分析した上で具体的な提案がされており、地域特徴にあった管理・運営となることが期待できます。
- (2) 様々なチャネルを使った情報発信や、地域の異業種とコラボした「図書館×○○プロジェクト」など、読書や図書館利用へのきっかけづくりを意識した提案事業が多く、新規利用者の増加をねらう施策が評価できます。
- (3) デジタル化の促進や情報発信の強化などといった課題に対する対応や書架の配置やレファレンスの強化等の館内の利用環境における改善点について具体的な

提案がされるとともに文庫本の装丁ワークショップやアルバム作りイベントの実施などの新しい事業提案においては自社の経験に基づく事業展開が期待でき、今後の図書館サービスの更なる充実が期待できます。

- (4) 港区及び港区立図書館の現状について十分に把握されており、プレゼンテーション時にも誠実さが伺え、図書館を運営していくに当たっての意欲と熱意が評価できます。
- (5) 防災への取組について、危機管理に関する訓練・研修の継続的な実施が予定されていることや、図書館として防災に関する情報発信を行うことにより、区民等の防災意識の向上を図る取組などが評価できます。

6 今後の予定

令和6年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

港区立図書館（みなと図書館・
麻布図書館・赤坂図書館）
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和5年7月6日

港区立図書館指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに

I	選考した指定管理者候補者について	2
II	選考経過について	3
III	選考対象者について	6
IV	選考結果について	6
V	最終選考結果について	10

はじめに

本報告書は、港区立図書館（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）の指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立図書館指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立図書館指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、図書館の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立図書館（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）指定管理者候補者には、3事業者から応募があり、様々な提案を受けることができました。いずれの提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れた提案であったため、選考作業は困難を極めましたが、指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立図書館条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待します。

令和5年7月6日

港区立図書館指定管理者候補者選考委員会
委員長 松本 直樹

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名称	ナカバヤシ株式会社 東京本社
代表者	本社長 淡路 克浩
所在地	東京都板橋区東坂下二丁目5番1号

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立みなと図書館	東京都港区芝公園三丁目2番25号
港区立麻布図書館	東京都港区六本木五丁目12番24号
港区立赤坂図書館	東京都港区南青山一丁目3番3号

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年）

4 選考の理由

- (1) 地域に根差した図書館を実現するために地域特性に応じた館を運営することについて十分に地域を分析したうえで具体的な提案がされており、地域特徴にあった管理・運営となることが期待できます。
- (2) 様々なチャネルを使った情報発信や、地域の異業種とコラボした「図書館×○○プロジェクト」など、読書や図書館利用へのきっかけづくりを意識した提案事業が多く、新規利用者の増加をねらう施策が評価できます。
- (3) デジタル化の促進や情報発信の強化などといった課題に対する対応や書架の配置やレファレンスの強化等の館内の利用環境における改善点について具体的な提案がされるとともに文庫本の装丁ワークショップやアルバム作りイベントの実施などの新しい事業提案においては自社の経験に基づく事業展開が期待でき、今後の図書館サービスの更なる充実が期待できます。
- (4) 港区及び港区立図書館の現状について十分に把握されており、プレゼンテーション時にも誠実さが伺え、図書館を運営していくに当たっての意欲と熱意が評価できます。
- (5) 防災への取組について、危機管理に関する訓練・研修の継続的な実施が予定されていることや、図書館として防災に関する情報発信を行うことにより、区民等の防災意識の向上を図る取り組みなどが評価できます。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた) 総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

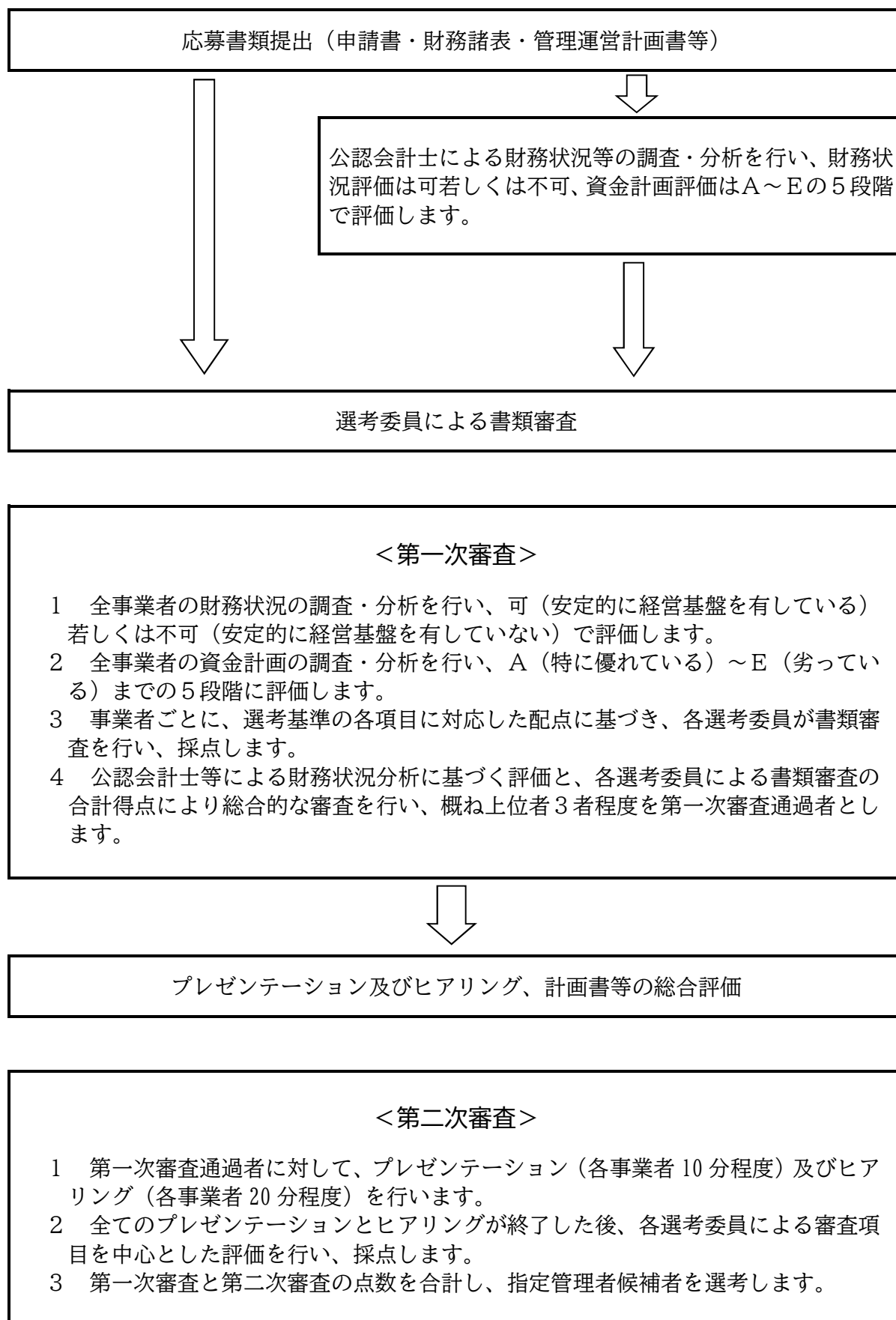
2 選考委員会の構成

委員長	松本 直樹	慶応義塾大学文学部准教授
副委員長	星川 邦昭 (令和5年3月31日まで)	港区教育委員会事務局教育推進部長
	長谷川 浩義 (令和5年4月1日から)	
委員	安形 輝	亜細亜大学国際関係学部教授
//	下山 佳那子	八洲学園大学生涯学習学部准教授
//	須賀 千絵	実践女子大学図書館学課程専任講師
//	竹村 多賀子	港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長
//	篠崎 玲子	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

3 公認会計士

井上 大輔	株式会社港公会計
-------	----------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 令和5年2月1日(水曜日) 11時~12時
場 所 港区役所 教育委員会室
議 題 委員の委嘱について
候補者の選考方法について
公募要項について
選考基準について

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 令和5年2月27日(月曜日)
イ 現地見学会 2月28日(火曜日)
ウ 申請受付(第一次提出) 2月20日(月曜日)~5月19日(金曜日)
エ 質問書受付 2月28日(火曜日)~3月14日(火曜日)
オ 質問への回答 3月28日(火曜日)
カ 計画書類等受付(第二次提出) 2月20日(月曜日)~5月26日(金曜日)

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和5年6月14日(水曜日) 10時~12時
場 所 港区役所 教育委員会室
議 題 応募事業者の財務状況等について
第一次審査(書類審査)
第二次審査の方法について

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和5年7月6日(木曜日) 17時~20時45分
場 所 港区役所 研修室
議 題 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
候補者の決定について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	A事業者	
2	B事業者	
3	C事業者 (ナカバヤシ株式会社 東京本社)	東京都板橋区東坂下二丁目5番1号

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1,400点満点)
1	A事業者	可	A	1,095
	A-1事業者	可		
	A-2事業者	可		
2	C事業者(ナカバヤシ株式会社 東京本社)	可	B	1,081
3	B事業者	可	B	995
	B-1事業者	可		
	B-2事業者	可		

※ 財務状況評価基準

可(安定的に経営基盤を有している)、不可(安定的に経営基盤を有していない)

※ 資金計画評価基準

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣っている、E:劣っている

(3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
A事業者	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理の運営実績が多く、非常に安定的な運営が行える点、司書の有資格率が多い点、研修が充実している点が評価できます。 現在港区立図書館で実施している事業の延長線上のような事業提案が多かったように感じました。事業内容については具体的で実現可能なところは評価できます。 情報発信について、広報の年間計画を立てるなど、計画的、体系的に実施するという点が評価できます。 環境に配慮した取組について、SDGsと紐づけている点が良いと思いました。
B事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員を1年経過後に無期雇用へ転換し、安心して働ける環境を整備しようという姿勢は評価できます。 オンライン講座の実施やnoteでの広報など、現在の港区に

	<p>において効果的と考えられる提案が含まれている点が評価できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類の内容に不十分な部分が見受けられました。
<p>C事業者 (ナカバヤシ株式会社 東京本社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なチャネルを使った発信や意外性のある地域の異業種とのコラボ事業「図書館×(かける)〇〇プロジェクト」のように、新規顧客の増加をねらう施策が評価できます。 ・ 地域の分析を行っており、地域の特徴に合わせた運用・管理を行うことが期待できます。 ・ 地域資料の電子化は面白いと思います。「図書館×〇〇プロジェクト」は、図書館ごとに地域特性を生かして行うという点が目新しい工夫として評価できます。 ・ 他自治体での具体的事例を多く挙げており、港区版にアレンジし実施することで、新たなサービスが期待できます。 ・ 危機管理に対する取組や図書館として防災に関する情報発信を行うことにより、区民等の防災意識の向上を図る取組が具体的に記載されているところが評価でき、安心安全な施設運営が期待できます。

以上の点を総合的に勘案して、採点集計表の順位のとおり3事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過3事業者がそれぞれ10分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき20分のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数をもとに順位付けしました。

順位	事業者の名称	総合点数 (2100点満点)	第一次審査点数 (1400点満点)	第二次審査点数 (700点満点)
1	C事業者 (ナカバヤシ株式会社 東京本社)	1,581	1,081	500
2	A事業者	1,570	1,095	475
3	B事業者	1,455	995	460

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過3事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
A事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の図書館サービスが確実に実行されるという点で安心感があります。 ・ 体制が盤石であり、堅実な運営が確実に実行されると思います。 ・ 安定的な運営は期待できますが、新しい事業提案が少なく感じました。
B事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は具体性に欠けていた点や、説明不足な点がありましたが、プレゼンテーションにおいて具体的な説明がありました。 ・ 利用者のパソコン使用エリアの増設等の提案内容に関して具体的に検討しており、提案内容の実現について評価できます。
C事業者 (ナカバヤシ株式会社 東京本社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信や居心地の良い空間づくりなど積極的な提案が見られ評価できます。 ・ 現在の港区及び港区立図書館の現状を十分に把握しており、その内容が提案内容に反映されていることが評価できます。プレゼンテーションからも施設を適切に運営していく上での誠実さが感じられました。 ・ 地域に根差した図書館を実現するために地域特性に応じた館を運営することについて、具体的に提案されていた点は評価できます。

V 最終選考結果について

最終選考結果

選考基準に基づき最も高い総合評価を与えられるのは、「ナカバヤシ株式会社 東京本社」です。選考委員会の総意として、「ナカバヤシ株式会社 東京本社」を港区立図書館（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）指定管理者候補者として選考します。

会 議 名	第1回港区立図書館指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和5年2月1日（水） 午前11時から正午まで
開 催 場 所	区役所7階 教育委員会室
委 員	出席者 7名 松本委員、安形委員、下山委員、須賀委員、星川委員、竹村委員、篠崎委員
事 務 局	図書文化財課長 齊藤、図書文化財課庶務係長 野津、庶務係員 山川、安藤
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会・挨拶 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 委員長選出 5 議題 議題1 公募要項（案）について 議題2 第一次及び第二次審査基準（案）について 6 今後のスケジュール 7 閉会
配 付 資 料	資料1 港区立図書館指定管理者候補者選考委員会設置要綱 資料2 委員名簿 資料3-1 港区立図書館指定管理者公募要項（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）（案） 資料3-2 港区立図書館指定管理者公募要項（三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館）（案） 資料4-1 港区立図書館指定管理者公募要項（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）【様式集】（案） 資料4-2 港区立図書館指定管理者公募要項（三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館）【様式集】（案） 資料5-1 業務基準書（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館） 資料5-2 業務基準書（三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館） 資料6-1 業務仕様書（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館） 資料6-2 業務仕様書（三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館） 資料7-1 港区立図書館指定管理候補者選考委員会 第一次審査選考基準・採点表（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）（案） 資料7-2 港区立図書館指定管理候補者選考委員会 第一次審査選考基準・採点表（三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館）（案）

資料 8-1	港区立図書館指定管理者候補者選考委員会 第二次審査選考基準・採点表（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）（案）
資料 8-2	港区立図書館指定管理者候補者選考委員会 第二次審査選考基準・採点表（三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館）（案）
資料 9	今後のスケジュール
参考資料	港区立図書館利用案内
参考資料	港区立図書館サービス推進計画【令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度】

会議の結果及び主要な発言

	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会・挨拶 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 委員長選出 5 議題 <p>議題 1・2 公募要項（案）及び第一次及び第二次審査基準（案）について</p>
事務局	事務局から公募要項（案）及び第一次及び第二次審査基準について説明。
B委員	今回グループを二つに分けることとなりましたが、選考の結果として、同じ事業者になることはあり得ますか。
事務局	競争性及び効率性を担保するという観点から今回 2 グループとしています。選考の結果、同じ事業者となることは結果としてあり得ます。
B委員	例えば読書バリアフリー法への対応等、区の図書館として一体的な対応をする必要があると思いますが、事業者が異なった場合には、どちらの事業者が調整を図る想定でしょうか。
事務局	中央館的機能を持つ三田図書館の指定管理者がイニシアチブをとりつつ、調整を図る想定です。現指定期間においてもみなと図書館とそれ以外の図書館グループの 2 事業者により図書館を運営していますが、区立図書館として一体のサービスを提供するものに関してはうまく役割分担をして運営しています。
B委員	一次審査は 1,400 点満点、二次審査は 700 点満点と一次審査の点数が倍の点数になっていますが、一次審査で 700 点以上差がついた場合に二次審査は行わないのでしょうか。
事務局	一次審査で 700 点以上の差が付くことは想定していません。
B委員	公募要項に過去 3 年度分の指定管理料の実績が掲載されています。中央館的機能がみなと図書館から三田図書館に移行していますが、その影響により予算規模に増減があるのであれば、補足的な説明を記載してもよいのではないのでしょうか。また、二次審査の際には、館長候補者は出席する予定でしょうか。
事務局	事業者向け説明会の際に積算しやすい詳細な資料を提示する予定です。また、館長候補者には出席してもらおう想定しております。
B委員	新規の事業者が入り込む余地がある配点が望ましいという観点から見た際に、指定管理を引き受けた実績に関連する配点割合が高いと新規事業者の参入を損ねると思

	<p>ますが今回どのような配点となっていますか。</p>
事務局	<p>指定管理を引き受けた実績に直接関連する評価項目はありませんが、資料7 第一次審査選考基準・採点表の項番の3のとおり、施設長予定者の実績を評価してもらう形で配点は10点としています。</p>
B委員	<p>配点としては問題ないと思います。</p>
D委員	<p>三田図書館の中央館的機能として会議の開催や取りまとめ等が書いてありますが、都や全国の図書館会議に出席するのは三田図書館の指定管理者か教育委員会のどちらになるのでしょうか。また、図書館全体として実施するものについて三田図書館の指定管理者が責任を持って意思決定できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>図書館会議等については図書文化財課で出席する予定です。また、ホームページや画一的な実施が必要なものなど区立図書館全体として整理していくものは三田図書館の指定管理者だけでなく当然に図書文化財課も確認をした上で進めていきます。</p>
D委員	<p>現場の意見は大切なので、区と三田図書館の指定管理者で日常的にやりとりをする場が必要だと思います。公募に当たっては、図書館を実際に運営するだけではなく、区と調整することもあるのでその点補足した方が良いのではないのでしょうか。</p>
B委員	<p>資料3-2の公募要項5ページ(5)三田図書館の役割のところ中央館的機能について各区立図書館の取りまとめとなっていますが、取りまとめを行った上で、図書文化財課ないしは区の方の図書館関係部署との協議を行うといった表現とした方がよいのではないのでしょうか。</p>
A委員	<p>ガバナンス的な観点で、二つのグループのうち、中央館的機能を担う三田図書館を管理する事業者が、区とのやりとりの中心となる想定でしょうか。</p>
B委員	<p>中央館が無いグループの意見も尊重する必要があると思います。各事業者の意見が分かれた際にどのように調整を図るのかイメージして、今のうちから検討しておいた方が良いでしょう。</p>
事務局	<p>現在も毎月の館長会で図書文化財課が出席したうえで意見交換を行っていて、引き続き行っていく予定です。また、今回は令和4年度に区内全館に指定管理者制度を導入して中央館的機能が指定管理者に移ってから初めての公募になるので、ご指摘いただいた点は、公募要項への記載を検討いたします。</p>
C委員	<p>今回グループ分けをする上で、このような組み合わせとなった理由をお聞かせください。</p>
事務局	<p>事業者へのヒアリングの結果、応募しやすい状況として、地理的な近さや建物管理の効率性などが挙げられたことからそれを軸に検討しました。建物単体で管理しているみなと図書館と麻布図書館については効率性の観点から同じグループとしました。また、みなと図書館と三田図書館が同グループになるとそれぞれのグループ規模に大きな差が生じてしまうため別グループとしました。これらの理由を踏まえ、今回の組み合わせとなっています。</p>
C委員	<p>中央館的機能を持つ三田図書館がグループ2に含まれている理由はなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>港区は5地区を行政順に並べていて、その順を基にグループ分けしています。三田図書館とみなと図書館は芝地区にありますが、三田図書館については高輪地区と港南地区の図書館と同様のグループとなっていますのでグループ2としています。</p>
C委員	<p>中央館に特別な役割があることを認識してもらうためにもグループ番号については検討の余地があるのではないのでしょうか。</p>

事務局	検討いたします。
D委員	資料3-2の公募要項5ページII、指定管理者が行う業務の(7)で、シティハイツ港南の大規模改修により10ヶ月影響があるということだが、これにより事業者がどの程度影響を受けるのか、完全閉館なのか部分閉館なのか、人件費などの点から大きな問題と考えますがいかがですか。
事務局	臨時休館と居ながら工事の2パターンを想定しています。その合計が10か月間となる見込みですが、臨時休館の際にも図書館の入口部分に臨時窓口を設置して予約資料の貸し出し返却業務等はしていただく予定です。
D委員	臨時休館の期間も、雇用の継続ができるようなことを考えているということですか。
事務局	その通りです。昨年度、高輪図書館でも大規模改修を行いそこでの実績もあります。
A委員	資料3-1の4ページ目(4)のエで司書資格が50%以上となっているが指定管理にすることから、もう少し高い水準を求めてもいいのではないのでしょうか。また、選書基準収集方針や選定基準、廃棄基準を区として設けていますか。
事務局	設けています。
F委員	意見も含め3点確認します。1点目は、グループ1と2の関係について、中央館を位置づけるのであれば、1に中央館があった方が良くはないかと考えます。2点目は、みなと図書館の古さについて、公募要項や資料から事業者に対し伝わるものなのか。3点目、二つのグループに応募する事業者がいた場合、その事実が採点に影響を与えることはありますか。
事務局	みなと図書館については、公募要項の施設の概要において、現施設の開設年月日が昭和54年開設ということが確認できます。また、施設見学会も設けているので、そこでも確認可能です。二つのグループに応募した事業者への加点や別事業者の加点については考えていません。
F委員	資料3-1の4ページ目(4)職員体制では、施設の維持管理に必要な要員を配置することのみ書かれていますが、施設メンテナンスに当たり専門的な資格の記載が無くていいのですか。
事務局	管理業務の一覧に必要な資格を記載しています。
G委員	学校との連携については、具体的な提案がされるように補足をしてください。
事務局	検討します。なお、司書資格の50%以上については前回の公募の際は定めておらず、今回公募から設定しました。50%という数字は、他自治体の状況や現在の指定管理者における司書資格割合など鑑み、事業者の負担にならない範囲で決めました。
A委員	司書資格の求める割合はもう少し高くしてよいと思います。
D委員	司書資格はもう少し高くてもいいのではないのでしょうか。特に首都圏は資格を持っている人がたくさんおり、指定期間の途中で5割を下回る可能性もあることを考えると、もう少し高い割合を求め、最低限でも50%以上いるという状態を作るべきではないのでしょうか。
B委員	逆の観点から、司書資格の有無に関しては事業者の参入障壁にもなりうることから、高すぎず、低すぎず、50%が担保される60%くらいがいいのではないのでしょうか。
委員長	記載については一任しますが、こちらの意図が伝わるよう表現を検討してください。それでは以上の議論を以て公募要項、第一次・第二次審査表を決定してよろしいですか。 (全員了承) 本日の意見を踏まえて事務局には2月20日の公募開始に向けて必要な修正を行い、

事務局	<p>最終的な調整については、委員長・副委員長に一任とします。</p> <p>一次審査・二次審査の最低基準を設ける必要がありますが、最低の基準となる得点率は何%にしたらよろしいでしょうか。また応募事業者が1者のみであった場合には再公募せずに、審査を行っていただくということによろしいでしょうか。</p>
E委員	<p>それぞれ満点の60%ではどうでしょうか。また、応募事業者が1者の場合でも再公募せず審査を行うことによろしいと考えます。</p>
委員長	<p>いかがですか。</p> <p>(全員了承)</p>
委員長	<p>それでは、一次審査・二次審査の最低基準は60%を基準とし、応募事業者が1者のみであった場合も、再公募はせずに、審査を実施することとします。</p>
<p>6 事務局より今後のスケジュールについて説明</p>	
<p>7 閉会</p>	

※委員長における質疑や講評等に関する発言について、「委員」として表記しています。

会 議 名	第2回港区立図書館指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和5年6月14日（水） 午前10時から正午まで
開 催 場 所	区役所7階 教育委員会室
委 員	出席者 6名 松本委員、安形委員、須賀委員、長谷川委員、竹村委員、篠崎委員 欠席者 1名 下山委員
事 務 局	図書館文化財課長 齊藤、図書館文化財課図書館係長 野津、図書館係員 安藤、田村、佐々木
そ の 他	井上 大輔 公認会計士
会 議 次 第	1 開会 2 第1回選考委員会議事録概要について 3 財務状況等分析結果について 4 議題 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査の方法について 5 今後のスケジュール 6 閉会
配 付 資 料	資料1 第1回港区立図書館指定管理者候補者選考委員会会議録（案） 資料2 財務状況調査・分析報告書 資料3 資金計画調査・分析報告書 資料4 第一次審査（書類審査）採点集計表（グループ1） 資料5 第一次審査（書類審査）採点集計表（グループ2） 資料6 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）採点表 資料7 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の方法について 参考資料1 港区立図書館指定管理者候補者選考委員会設置要綱 参考資料2 委員名簿
会議の結果及び主要な発言	
委員長 事務局	1 開会 席上配布資料の説明
事務局 委員長	2 第1回選考委員会議事録概要について （資料1に基づき説明） 第1回選考委員会議事録概要については本案で確定とする。

3 財務状況等分析結果について

(資料2「財務状況調査・分析報告書」に基づき説明)

公認会計士

	事業者名	事業者名	総合評価
グループ1 (三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館)	A-1 事業者	A-2 事業者	可
グループ2 (みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館)	A-1 事業者	A-2 事業者	可
	B-1 事業者	B-2 事業者	可
	C 事業者		可

A委員

調査結果一覧表として様々な観点から採点され、合計の得点で大体の傾向はわかりますが、特に注意すべき指標があれば、ご説明願います。

公認会計士

財務分析のため、どの指標を重視しどの指標は軽視していいというものではありませんが、指定管理期間中に会社として維持できる体力があるという観点から比較的重視しているポイントとしては流動比率が挙げられます。ここだけを見た場合、全ての事業者について問題はありません。

D委員

リスク要因の指標が、A事業者とC事業者が3、B事業者が4とされ、指標の説明を見るとリスクの高い投資やキャッシュフローと記載されています。公の施設の管理運営を引き受けるような企業はあまりリスクの高い運営をしてないイメージがありますが、「中」とはどういうことでしょうか。

公認会計士

定性的な部分のため判断が難しいですが、有価証券報告書や参考資料を確認し、基本的に「中」を基準にして、よければ少し上げた点数を付けています。問題がないと考えていただいてもよろしいです。

公認会計士

(公認会計士が、資料3「資金計画調査・分析報告書」に基づき説明する。)

	事業者名	総合評価
グループ1 (三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館)	A事業者	A
グループ2 (みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館)	A事業者	A
	B事業者	B
	C事業者	B

B委員

注意すべき点はあるが、全体としては問題がないという理解でよろしいですか。

公認会計士

全体として資金計画はしっかり作成されていると考えます。グループ2のB事業者とC事業者については、誤りがあり要注意と記載しているが、誤りの部分について注意していただければと、それほど心配は不要と考えています。

D委員

B事業者の人件費水準の妥当性というところで、表によって数値に齟齬があることについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

公認会計士

B事業者のみなと図書館について、資金収支計画書における人件費総額と人件費見積根拠資料に記載されている人件費総額が一致していないため、注意が必要と記載し

A委員	<p>ました。</p> <p>例えばB事業者が選ばれたとして、港区から事業者に対して支払う指定管理料の person 費について、実際にどのような支払いがなされたか確認はできるのですか。</p>
事務局	<p>月1回のモニタリングにおいて確認しており、チェック体制は確保しています。</p>
E委員	<p>資金計画分析でご意見いただいたB事業者とC事業者の person 費の件について、仮に第一次審査を通過した場合は、第二次審査までに説明を求め、合理的な内容に改めた上で最終的に審査をすべきだと思います。</p>
委員長	<p>提出資料に不整合がある部分については、事業者から説明を求めることとします。</p>
E委員	<p>グループ1の1事業者とグループ2の3事業者それぞれ資金収支計画の中で、全体経費におけるその他経費の割合が事業者によって異なりますが、これが妥当な範囲かどうかご意見を伺いたいです。</p>
公認会計士	<p>企業によって積算の考え方は違うものの、今回の応募者は全て妥当な範囲であると考えます。</p>
D委員	<p>本部経費の根拠は事業者ごとに異なりますが、算出方法は問題ないのでしょうか。</p>
公認会計士	<p>どこまでの積算根拠を出すかというのは事業者に委ねられており、提示の仕方も審査の一つの項目になると考えます。一般論として、その他経費の積算根拠はどの程度精緻かという観点で比較するのは意義が薄く、person 費や直接経費がどのような形で見込まれているかを重視した方が、資金計画の審査としては望ましいと考えます。</p>
<p>4 議題について</p>	
<p>議題1 第一次審査通過事業者の決定について</p>	
事務局	<p>(資料4・5に基づき説明)</p>
委員長	<p>全事業者についてまずはB委員に講評をいただきます。</p>
B委員	<p>グループ1に関して、A事業者は類似施設の管理運営実績のある事業者であり安定した運営が可能と考えます。グループ2に関して、A事業者は現状を踏まえた非常に無難な提案に感じます。B事業者は他施設での実績もあり、ICTに目配りしているという印象です。ただし、職員の裁量に委ねている部分が見受けられます。C事業者に関しては、新しい提案を投げかけてくれそうだなと感じましたが、他の2事業者に比べると類似施設での実績が若干少ないと思います。現状では事業者間で大きな差をつけておらず第二次審査において提案内容を確認したいです。</p>
委員長	<p>続いてグループ1のA事業者の採点結果について、評価したポイントを各委員から講評願います。</p>
A委員	<p>施設長予定者の勤務状況、勤務実績等において経験が浅い図書館長としているところは気になりますが、全体としてしっかりと計画となっており、運営管理体制において、職員の無期雇用化促進を掲げている点は特に評価しました。</p>
D委員	<p>現在の体制を次回指定期間以降にも活かしていくという印象を受けました。公共図書館は全体がネットワークで繋がっているところに意義がある中で、全体をまとめる中央館的機能についてどう考えているかという点について、より説明が欲しかったです。研修体制等が充実していて、本社のバックアップが非常に手厚いことは評価できます。バックアップの内容や費用の妥当性等について、プレゼンテーションにおいて確認したいです。</p>
G委員	<p>教育的な観点で、学校や地域との連携という点を重視しました。具体的な取組を進めていくことが熱く記載されている点は評価できます。アウトリーチ的な部分が強化</p>

F委員	<p>できると更に良いと思いました。</p> <p>管理運営体制において、司書率の割合や認定司書がいることなどを高く評価しました。また副館長の配置等についても、中央館的機能としての役割を踏まえ、三田図書館に手厚く配置している点や、障害者雇用についても的確に書いてある点も評価できます。</p>
E委員	<p>オール4の評価としました。運営体制として司書の割合が80%と高く、全館が館長経験者ということで安定した運営が期待できます。ただし、資金収支計画については、グループ2において当該事業者を含めて3者応募していますが、この中では本部経費の比率が一番高く、なおかつ人件費の比率が比較的低い点は気になりました。</p>
C委員	<p>指定管理者として類似施設での運営実績が多い点、司書の有資格率が多い点、研修が充実している点が評価できます。一方で、実績が多いこともあるのか提案される企画に新鮮味がない点は気になります。募集要項に記載した点のうち、特にウェブページに関する内容が盛り込まれていないように見える点に不安を感じました。</p>
委員長 F委員 委員長	<p>意見交換を踏まえ、採点を変更する委員はいますか。</p> <p>管理運営体制については、他の委員の意見を踏まえ、評価を4に変更します。他に変更がなければグループ1は以上とします。</p>
委員長 A委員	<p>引き続きグループ2の審査を行います。</p> <p>A事業者については先ほどと同様です。B事業者に関しては、計画自体は良かったのですが記述や説明が足りておらず、専門用語の使い間違えもあり残念な印象があります。C事業者に関しては、個人情報危機管理安全等に関する取り組みの関係で、図書館業界における規範等について十分に理解しているのかは少し不安な点がありますが、A事業者と同様提案としては手堅く作られているという印象です。全体としては、A事業者、C事業者はかなりしっかりとした計画である印象です。</p>
D委員	<p>A事業者について、先ほどと同様で本社のバックアップ体制の内容について第二次審査でお話を聞きたいです。自主事業の提案については、本社の事業を踏まえた内容であり、港区ならでの提案がもう少し欲しいと思いました。非常に安定的な運営が可能と考えており、例えば広報、情報発信も思いつきではなく計画を立てている実施する点は評価でき、港区ならでの提案があるとより良いと感じました。B事業者については、かなり厳しい評価をしました。一番大きな問題点は、研修体制が非常に不十分だということであり、図書館の専門職としての研修項目が少ないことが気になります。地域の拠点としての計画についても、具体的に考えていると思えないところがあります。また、指定管理業務の開始までの研修が不十分ではないか、職員体制についても具体的な記述がないためしっかりと指定管理業務をこなせるのかという点に不安を感じました。C事業者については、やはり館長経験者の業務経験が不安に感じました。また、再委託を予定している業務について多くの委託先が未定であるのでどの程度のことのできるのかが気になります。</p>
G委員	<p>A事業者は、現在港区立図書館で実施している事業の延長線上のような事業提案が多かったように感じました。事業内容については具体的で実現可能なところは評価できます。B事業者は、研修の体系はわかりやすいと思いましたが、研修内容については確認が必要です。図書館の地域性を生かした取組は、図書館ごとに特色を出しています。実際その特色がどう活かされていくのか、どう集約していくのかを第二次審査でお聞きしたいです。C事業者は、自社だけではなく他機関との連携は大事な要素で</p>

あり、連携を予定する施設を、コミュニティ施設、福祉施設、学校図書館、小・中学校とカテゴライズしているのがわかりやすい一方で、カテゴライズすることによって連携先が偏っている感じを受けます。他機関との連携や取組についても確認したいです。また、危機管理について図書館として防災に関する情報発信を行うことにより、区民等の防災意識の向上を図る取組が具体的に記載されているところが評価できます。

F委員

A事業者については先ほどと同様です。付け加えると、環境に配慮した取り組みについて、SDGsと紐づけている点が良いと思いました。B事業者については、司書率60%と書かれていますが、経験者がどの程度いるのかがわかりづらく、現状の人員体制にも不安を感じるので確認したいです。また、危機管理で具体的な体制図がありませんでした。noteによる発信や情報発信の部分で、他の事業者とは違った提案がなされている点は評価できます。具体的な内容については確認したいです。クロマキー合成技術を使った本の中に入れてみようは新しい提案として面白いと思いました。人員体制について、区民を優先すると採用計画に記載がありますが、具体的な内容がありませんでした。障害者雇用については理解不足という印象を受けました。C事業者については、地域資料の電子化の取組は面白いと思いました。意外性のある地域の異業種とのコラボ事業「図書館×(かける)〇〇プロジェクト」は、図書館ごとに地域特性を生かしながらやろうという目新しい工夫ということが評価できます。地域の分析を行っており、地域の特徴に合わせた運用・管理を行うことが期待できると思いました。管理運営体制の部分で、常勤が館長のみで副館長以下は契約社員を配置するという考え方で安定した運営ができるのか不安に思い3点としました。再委託先が未定となってる中で、予定金額をどのように算定しているのか、実効性に欠けているというところで2点としています。障害者雇用については具体的な記載が足りないことと、サービスと混在しているところが不安に感じました。

E委員

A事業者については先ほどのグループ1と同様です。B事業者は、3館のうち館長経験は1名しか配置しておらず体制的に不安を覚えます。また、全体的に提案に具体性が欠けているという印象を受けました。C事業者は、館長について、みなと図書館の館長候補者は公立図書館の総括責任者となっていますが、これがどういう立場の人か確認が必要です。管理運営の再委託は事業者が未定で、本当に再委託の業務が担保できるのかと不安です。それぞれの項目の中で、他自治体での具体的事例を多く挙げており、港区版にアレンジし実施することで、新たなサービスが期待できるのではと感じました。

C委員

A事業者については先ほどと同様です。B事業者については、従業員を1年経過後に無期雇用へ転換し、安心して働ける環境を整備しようという姿勢が見えます。また、地域における拠点としての役割での提案が多岐に渡っていること、オンライン講座の実施やnoteでの広報など、現在の港区において効果的と考えられる提案が含まれている点が評価できます。C事業者については、正社員の比率が低い点は残念です。一方で、地域の分析を行い地域の特徴に合わせた運用・管理を行おうとしている姿勢が評価できます。また、様々なチャネルを使った発信や「図書館×〇〇」のように、新規顧客の増加をねらう施策にも期待が持てます。

A委員

B事業者の司書の確保等、新たな職員の採用や他のところから異動させて対応するという点について心配があります。

D委員

同感です。B事業者が中堅職員を全く確保していないことから、現場もほとんど経験

	<p>がない人ばかりになる可能性が非常に高いと考えます。施設長予定者の勤務実績から見ても、現場職員がもっと経験が低くなるということは自明で、そうした場合、運営能力という点で問題があると思います。</p>
E委員	<p>図書館業界に限らず人手不足だと思います。図書館として運営していくためには、一定程度の割合は司書資格を持つ職員が不可欠ですが、有資格者の採用はやはり厳しい状況なのではないでしょうか。</p>
D委員	<p>厳しいと思います。司書資格を持つ人が、例えば、雇用状況が悪い中では多少給与が低くても働いていましたが、他に給与が高い民間事業者の雇用が増えれば少しでも時給が高いところに移るのは自明です。給与以外の点でも、キャリアアップや仕事のやりがいなどが提供できる事業者でないと職員は固定化しないと思います。</p>
A委員	<p>今回のB事業者の提案書を見ると、今までは契約社員としての雇用が多かったが、正規職員という形で無期雇用に変える傾向が見られます。そういう意味では正規職員に切り替えることで職員の確保を進めていこうとしているのか推察します。</p>
F委員	<p>そういう事情の中では、館長経験者を含めて職員の年齢層も高くなっているのでしょうか。</p>
A委員	<p>契約社員は、管理者への昇進志向があまりなく、その点で管理職が育たないのかも知れません。それ故に、管理職経験のある人を外部から採用して配置していると理解しています。</p>
委員長	<p>意見交換を踏まえ、採点を変更する委員はいらっしゃいますか。</p>
F委員	<p>意見を踏まえ、A事業者の管理運営体制のところを4点に、B事業者の管理運営体制と施設長予定者の勤務実績のところをそれぞれ3点に、C事業者の再委託に関する事項を2点に変更します。</p>
委員長	<p>他に変更がなければグループ2は以上とします。</p>
委員長	<p>グループ1及びグループ2の第一次審査の結果について、説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局から再集計結果の説明)</p>
委員長	<p>第一次審査の採点表について、説明のとおり確定とするのがいかがですか。</p>
	<p>(全員了承)</p>
委員長	<p>全ての事業者について、第一次審査合計点の6割以上の得点であることから、全ての事業者について第二次審査の対象とします。</p>
	<p>(全員了承)</p>
	<p>議題2 第二次審査の方法について</p>
事務局	<p>(事務局が、資料4・5に基づき説明する。)</p>
委員長	<p>第二次審査の際に事業者に通問事項や確認事項を整理します。</p>
E委員	<p>館長予定者は重要な点であるため、全ての事業者を確認すべきと考えます。</p>
D委員	<p>館長予定者のどのような点を評価し選定したのか確認したいです。A事業者の場合は過去の実績がありますが、B事業者とC事業者の場合はあまり経験がないように見受けられるので確認が必要です。それを確認することで、どういう点を重視して人材を選定してるのかが分かるとと思います。また、職員体制について、館長を支える副館長やリーダーなど名称が違うので、それぞれがどういう役割なのか、経験がある者がつく役職として考えているのか、どのようにベテランや経験のある人を配置するの</p>

	か、確認したいです。
委員長 事務局	館長と副館長については、公募要項等で規定していますか。 副館長については「館長等を補佐し、館長等不在時に館長を代理する者として副館長を配置すること。なお、副館長の要件は次のとおりとする。司書資格を有する者又は図書館業務経験者（3年以上）であること」と定めています。
E委員	プレゼンテーションや質疑の中で確認すると時間を要するため、補足資料として事前に提出してもらうのはいかがでしょうか。
委員長	副館長予定者に対して、どのような方を予定しているかなど、館長と同じ様式を準用する形で提出してもらうこととしますか。
D委員	例えば、図書館経験何年以上、他施設での副館長の経験有無といった点の確認でも構いません。
委員長	事前に補足資料として出していただくということによろしいですか。 (全員了承)
F委員	かなりタイトなスケジュールでもあり、ヒアリングの時間を十分確保するならば、提案内容をA3サイズ1枚でまとめた資料とするなど、プロジェクターではなく紙資料のみとする方法もあると思います。
E委員	ヒアリング時間は10分では短いので、もう少し確保した方が良いでしょう。
D委員	採点時間5分とありますが、最終審査の15分でグループ1と2の各事業者を採点するということでしょうか。
事務局	最終審査の時間において、グループ1とグループ2についてそれぞれ審査いただくことを想定しており、採点5分というのは、委員自身の採点時間と考えています。
委員長	ヒアリング時間は15分を予定することとします。プレゼンテーション資料は提案内容をA3サイズ1枚にまとめていただくとともに、先ほどの副館長の実績や資金収支計画の不明な部分を補足資料として別に提出してもらうこととします。
F委員	審査を簡潔かつ共通性を持たせるためには、プレゼンテーションでは人の採用や配置のことを必ず説明するよう事前に指示してはどうでしょうか。
D委員	職員の研修についても加えて欲しいです。
委員長	共通して確認する事項については、予め資料に記載してもらい、必ず説明もしてもらおうということによろしいですか。 (全員了承)
E委員	出席者について、複数の施設があるので、館長予定者を1人と絞る必要はないと思います。各館の館長予定者に来ていただくのはどうでしょうか。
A委員	各館の館長予定者の顔ぶれがわかり良いと思います。
D委員	現在の業務もあるため、少なくとも1名は必ず出席してもらい、その後は可能な限り参加とした方が良いでしょう。
事務局	グループ1は三田図書館、高輪図書館、高輪分室図書館、港南図書館、台場図書館で、港南図書館と台場図書館の館長は兼務となっているため、館長予定者は4人となります。
F委員	中央図書館としての機能を有する三田図書館、新規に図書館となった台場図書館の館長予定者は出席を必須としてはいかがでしょうか。
委員長	出席者は全員で5名以内とし、本部職員2人、三田図書館と台場図書館の館長予定

事務局	者は出席を必須とすることによろしいでしょうか。 (全員了承)
事務局	(今後のスケジュールについて事務局から説明)
	5 閉会

※委員長における質疑や講評等に関する発言について、「委員」として表記しています。

会 議 名	第3回港区立図書館指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和5年7月6日(木) 午後5時から午後8時45分まで
開 催 場 所	区役所9階 研修室
委 員	出席者 7名 松本委員、安形委員、須賀委員、下山委員、長谷川委員、竹村委員、篠崎委員
事 務 局	図書文化財課長 齊藤、図書文化財課図書館係長 野津、図書館係員 安藤、田村、佐々木
会 議 次 第	1 開会 2 第二次審査実施概要について 3 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答 グループ2(みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館) (1) B事業者(プレゼンテーション10分、質疑応答20分) (2) C事業者(プレゼンテーション10分、質疑応答20分) (3) A事業者(プレゼンテーション10分、質疑応答20分) グループ1(三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館) (4) A事業者(プレゼンテーション10分、質疑応答20分) 4 第2次審査採点及び事業候補者の選定について 5 その他 6 閉会
配 付 資 料	【配布資料】 資料1 第二次審査実施概要 資料2-1 第二次審査採点基準表(グループ2 B事業者) 資料2-2 第二次審査採点基準表(グループ2 C事業者) 資料2-3 第二次審査採点基準表(グループ2 A事業者) 資料2-4 第二次審査採点基準表(グループ1 A事業者) 資料3-1 第一次審査・第二次審査集計結果(グループ1) 資料3-2 第一次審査・第二次審査集計結果(グループ2) 資料4 第2回選考委員会議事録概要 参考資料 第一次審査集計結果
会議の結果及び主要な発言	
委員長 事務局	1 開会 席上配布資料の説明
事務局	2 第二次審査実施概要について (事務局が、資料1に基づき説明する。)

	<p>3 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答 (各事業者10分間のプレゼンテーションを実施後、20分間の質疑応答) グループ2 (みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館)</p> <p>(1) B事業者</p>
委員長	準備ができましたら、プレゼンテーションをお願いします。
委員長	(B事業者がプレゼンテーションを実施)
D委員	ありがとうございます。それでは質疑応答に入ります。
B事業者	研修について、外部機関研修と記載がされていますが、具体的にどういった機関での研修を考えていますか。例を挙げてご説明願います。
C委員	例えば、著作権の研修については、国で開催されているものがあります。また、日本図書館協会で開催している館長養成講座や、専門的な資料収集の講座に関しては社内プログラムと並行して、対象者を選抜しながら参加していく予定です。館により対象者や時期の違いはありますが、より専門的なものに関しては、社内講師以外が実施することで技術を高め、施設内、職員同士で還元し共有していく仕組としていきます。
B事業者	読書学習環境の充実のところで、パソコン使用エリアの増設や吸音パーテーションの設置について説明がありましたが、具体的にお聞かせください。
B委員	赤坂図書館の窓際の閲覧席の部分や、麻布図書館の窓際の閲覧席を想定しています。現在、申し込み制でのパソコン利用サービスを展開していると思いますが、申し込み制というのはカウンターに声掛けする必要があることから、可能であれば、もう少し自由に使えるようにできないかと考えています。ただ、パソコン利用については、音がどうしても出てしまうので、様々な図書館で使用をやめて欲しいという声をいただくこともあります。そのため、今回PC・タブレット等のエリア増設の提案とあわせて、今までと同じように静かに利用したいという方にも配慮するために吸音パーテーションの設置をご提案させていただきました。
B事業者	現在、港区の図書館では電子書籍サービスが提供されており、国立国会図書館のデジタルコレクションもここ数年で非常に拡充しています。そういった中で、実際の図書館サービスと、これらの電子書籍サービスに関して、電子書籍の活用の提案やアイデア等があれば、教えてください。
B委員	2点目として、昨年より生成AIがかなり学校教育、社会教育の現場で話題になっていますが、これらの生成AIの図書館サービスへの応用、或いは可能性についてお考えがあれば教えてください。
B事業者	まず、電子図書館については、電子図書館の活用講座や、どういう事ができるかを利用者に周知していきます。また、電子図書館はこういう資料があるというような展示をするなど、デジタルに馴染みのない方にも、知ってもらうような方策を考え、取り組んでいきたいと考えています。
G委員	2点目、生成AIの応用・可能性については、国の指針を踏まえ、どのように公共図書館に落とし込んでいくか検討が必要と考えています。生成AIの体験型講座や今後の社会にどのように活用されるのかといった座学講座などを検討しています。この分野に関しては、更に踏み込んだデジタルシティズンシップという考え方まで行けるよう管理運営の中で推進していきたいと考えています。
B事業者	読書と学習環境の充実や地域コミュニティの連携について、ソフト面の部分で御社にしかできない取組があれば教えてください。
B事業者	地域コミュニティの連携については、従来通りの連携スタイルを展開していくと

もに、更に対話をする場を設けていくところが、今回重視した点です。専門図書館と連携して、専門図書館の強みを持った学芸員や司書を招いて講座を開催する、資料を借りて展示する等は、みなと図書館でも既に行っていますが、もう少し踏み込みたいと思っています。例えば、専門図書館のおすすめの本をさらに引き出し、日常的にやりとりを深めて、ブックリストを一緒に作って展開する。展示でも、ただ借りるだけではなく、土曜日や日曜日に学芸員に来てもらい展示を説明してもらう機会を設ける、図書館員自体も、先方に行って本の説明をする、ブックトークをする、そういった行き来するやりとりを深めていきたいと考えています。

図書館は、情報を得る場所、読書を享受する場所と受けとめている方が大変多いと思いますが、そういったサービスだけではなく、これからは利用者が主体となって情報を発信する場、地域の方々に発言をする場の提供もできるのではないかと考えています。なぜならば、図書館には様々な情報が集まっており、それを利用して、地域の方々が必要な情報をさらに付け加えることで、地域のニーズに合った情報発信が図書館において可能です。具体的に言うと、例えば、いきいきプラザの利用している方々が持っている知恵や情報を一旦預かり、共にまとめ、その情報を形にして地域に発信していくといった場を作るのが、これからの図書館では可能になると考えています。

情報発信については、広報やポスターの制作に関しては、弊社として培ってきたノウハウがあり、専門のイラストレーターによって伝わりやすく魅力を感じていただける広報ポスターを制作することができています。どこに貼るかも重要で、駅や図書館だけではなく、もっと出向いた場所に掲示していくことによって、図書館に来ていない方にも多く見てもらい、伝えていきたいと思っています。他にも新しいSNSのメディアの「note」を活用していくことも提案しております。また、口コミという形での情報発信は、何よりも確かな図書館のユーザーを獲得することに繋がると考えています。子育て向け、年配の方々に様々な事業を展開して、来ていただいた方々と交流を深めていくことによって、またその方々が必要な情報を提供できるような本の紹介展示やイベントを行っていきたいです。

読書と学習環境の充実におけるソフト面での取組については、学校や様々なところにも学習機会の提供に図書館がリンクしていきたいと思っています。

A委員

赤坂図書館の館長予定者の方にお聞きしますが、抱負のところで「地域におけるアウトリーチを強化し」と書いていますが、どういったことをイメージしていますか。

また、事業計画の職員の確保に対する考え方で、長期安定のための無期雇用転換をしているということですが、どのように職員の働き方が変わっていくのか、或いはどのように考えているのか教えてください。

B事業者

1点目について、港区ミュージアムネットワークと連携して、赤坂の図書館の重点所蔵がデザインとか広告となっているので、そのように図書資料を活用いただくことや、岡本太郎記念館や根津美術館等の利用促進も図書館として一緒に出来ればと思っています。また、地域のコミュニティに関しては、国際交流センターなどのイベントに参加して図書館をアピールする、地域団体の活動を図書館で展示する等を考えています。企業に関しては企業の活動会議体が幾つかありますので、情報共有と合わせて積極的に参加して交流を深め、繋げるものは繋ぎたいと思っています。

2点目について、期間の定めのある雇用では、毎年毎年の面談を重ねて、継続して同じ図書館で働きたいと思っても、それが叶うのかわからないことを常に不安に感じるのは、このような雇用形態の場合でよく聞かれる声です。無期雇用にすること

	<p>によって、まずその点に関して安心してもらい、業務に取り組んでもらうことができます。弊社としても積極的かつ意欲的に業務に従事していただくことができるので、業務の成果・パフォーマンスが高まるという点で大きな違いがあります。また、長年勤務することによって、職員がステップアップしていくこと、面談を通じて個人個人の状況に応じたキャリアプランを管理担当者がマネジメントすることができるので、人材育成とサービス向上の点で効果があると考えています。</p>
E委員	<p>各館の館長予定者について、それぞれどのような点に強みがあるのか、どういう考えで館長予定者と選んだのかお聞かせください。</p>
B事業者	<p>みなと図書館館長予定者については、既にみなと図書館で勤務を重ねているほか、弊社の各図書館でも経験を重ねています。みなと図書館の地域性を発揮していくということと、専門性を兼ね備えているということが一致しています。麻布図書館の館長予定者については、各図書館の経験を兼ね備えているということと、複数の図書館を年度の開始と同時にスタートする立ち上げの経験も多く有しています。従って3人が非常に良いチームワークを発揮し、それぞれが補い合っていくことも可能です。その中心にいる麻布図書館の館長予定者については、現在のみなと図書館で勤務していることが大きなキーファクターになっています。また、地域に働きかけていく、出前出張して図書館サービスを提供するといった数々の経験を持っているので、麻布図書館における、地域情報のリサーチと図書館サービスを結びつけていくことを具体化していく点から選定しています。最後に赤坂図書館館長予定者については、これまでの説明にもあった通り、民間でのキャリアということが強みです。また、IT分野にも明るいことを生かした、赤坂図書館での様々な課題解決やサービス拡大に適任であるということで選定しました。共通事項として、それぞれの地域をリサーチしながら商店街の方と会うなどしており、今後の取組意欲を示していることから、それぞれ適任と考え選定しました。</p>
委員長	<p>それでは時間になりましたので、これでプレゼンテーション及び質疑応答は終了します。どうもありがとうございました。</p>
委員長	<p>(2) C事業者 準備ができましたら、プレゼンテーションをお願いします。</p>
委員長	<p>(C事業者がプレゼンテーションを実施) ありがとうございます。それでは質疑応答に入ります。</p>
B委員	<p>現在、港区の図書館では電子書籍サービスが提供されており、国立国会図書館のデジタルコレクションもここ数年で非常に拡充しています。そういった中で、実際の図書館サービスと、これらの電子書籍サービスに関して、電子書籍の活用の提案やアイデア等があれば、教えてください。</p> <p>2点目として、昨年より生成AIがかなり学校教育、社会教育の現場で話題になっていますが、これらの生成AIの図書館サービスへの応用、或いは可能性についてお考えがあれば教えてください。</p>
C事業者	<p>電子書籍や国会図書館のサービスは様々な図書館で活用が進んでおり、弊社としても実感しています。図書館で取り扱っていることを知らない方は、時間がたっても知らないままであることをすごく実感しているので、まず周知が最初にできることと感じています。例えばOPACの使い方講座とか、一人一人に対して丁寧な案内をするときに、電子図書館も案内するという地道な活動ですが、そういう取組も考えていま</p>

	<p>す。今後は自宅に居ながら図書館を使っていくというライフスタイルに変動していくと考えるので、図書館から家にいる方に対するサービスもそうですが、家でそのサービスを体感した方がまた実際に図書館に足を運んでもらえるような、連動性が求められると思っています。</p> <p>2点目の生成AIの活用とリスクについて、レファレンスをはじめとして将来的には大きく活用できる分野かと思いますが、現時点においては、正確性やリスクに大きな課題があると考えており、生成AI等について学ぶ講座や、将来的にレファレンスに使えるのかを図書館の視点から、利用者や周りの方を巻き込んだ議論に持っていくことが、現時点でできることと考えています。</p>
D委員	<p>外部研修の受講について、「職員の育成研修」に外部研修の受講と書かれていますが、具体的にどのような研修を受講することを予定していますか。</p>
C事業者	<p>外部研修には様々なものがありますが、自治体や都の研修に積極的に参加します。他に、色々な企業が出展した図書館の見本市のような図書館総合展では、必ず色々な視点からの図書館サービスに関するセミナーがあるので、業務の合間を縫って参加しています。近年、オンラインでの受講も盛んですので、パソコンで講座を受けることで講習の機会が増えており、効率よく学べる形ができています。大学の短期講習などに参加し、その内容を周りの職員にフィードバックする形で図書館自体のサービス向上につなげていけるよう、積極的に参加してもらっています。</p>
C委員	<p>契約社員という立場で、副館長以下の職員を雇用し配置するということですが、この契約社員という形態について、このような対応とした理由があれば教えてください。</p>
C事業者	<p>弊社においては、指定管理者制度による施設管理においては、常勤職員であっても契約社員という雇用形態が多くなっています。5年間経った際に無期雇用転換で正社員になってもらうことや、図書館の現場で経験を積んだ後に本部職員として会社の図書館ソリューションを担っていただくスパイラルを考えています。入社時には、契約社員からスタートする形が多くなっているのが実情です。今後、体制も整えば、例えば一定程度の層については正規職員とすることも考えられます。</p>
F委員	<p>色々な講座を提案されていますが、平日の昼間には申し込みができない人も多いる中で、何か工夫する点があれば教えてください。</p>
C事業者	<p>他区の事例ですが、先着順ではなく、人数制限を設けないようなオンライン講座を行っています。その日に受講ができない場合でも、アーカイブ化して後で閲覧できるような対応も行っています。一方で、オンラインでないイベントについては、やはり先着順が多いイメージがあるので、どういう方法で平等な申し込みができるかは、課題とさせていただきます。</p>
E委員	<p>赤坂図書館の館長予定者について、2019年以前は図書館の勤務実績はないということでしょうか。</p>
C事業者	<p>弊社の外部受託という形で15年ほど図書館内の作業をしています。公立図書館としての勤務はこちらが初めてですが、大学の図書館や国会図書館窓口等でも勤務経験があります。</p>
E委員	<p>どのようなところに配慮しながら、他グループを含めた図書館全体としての連携や中央館とのしっかりとした連携を図っていったらいいのか、お答えください。</p>
C事業者	<p>私は他区の図書館で館長をしていますが、他館との連携というと、事業者が異なることと難しいところもありますが、調べる学習コンクール表彰式の合同事業や、地区を跨</p>

A委員	<p>いだ歴史講座や人形劇の開催などは連携できると考えています。中央図書館との連携については、展示での連携などを考えてます。</p> <p>提出いただいた書類で再委託の業務について委託予定者が記載されていませんが、どのような形で見積もりをされたのか教えてください。</p> <p>また、先ほど弾力的な雇用という話がありましたが、経験の蓄積の点にういて、今受託しているところの事例で構わないので、どのくらいの方が継続して勤務されているのか、教えてください。</p>
C事業者	<p>ご指摘のとおり再委託の予定事業者名は未定としております。理由としては、基本的に港区の区内業者を選定していきたいと考えているからです。現在の図書館で港区の区内業者が担っている業務もあると思うので、可能であれば引き継いでいくことを考えています。今回それで話を聞いた見積もりと、港区ではありませんが関係のある業者の方に、それぞれの内容を説明して見積もってもらったところを書いています。</p> <p>2点目、年度が変わってどのぐらいの人が継続して勤務しているかですが、弊社の他施設の事例でいうと、15人～20人の職員の施設においては1人か2人が入れ替わるというようなイメージです。それも、家庭の事情等でやむを得ない理由によるものであり、雇用継続の希望がある方であれば、基本的に継続して雇用しており、安心感を持って弊社で働いていただいています。先ほど申し上げた5年経過時の無期転換等のも丁寧に説明するなど、本当に人は宝であることから丁寧に気をつけて対応しています。</p>
B委員	<p>読書バリアフリー法等の対象となるような、視覚障害者等、読書に障害のある方々に対する配慮について、他の自治体での実績や、具体的な取組等があれば教えてください。</p>
C事業者	<p>まず今回の提案の中に、視覚障害の方向けのサービスとして、「ユアアイズ」というものを載せています。iPhoneを本にかざすと、かなり早く読み上げるもので、弊社が管理運営している他の図書館で7～8月頃に採用させていただく予定です。弊社以外の図書館での実績も増えているようですので、効果を見極めた上で、港区でも導入したいと思い提案しました。普段の業務においては、対面朗読の登録をしている方に丁寧に対応することや、視覚障害の方が来られた際にスタッフが慣れていないと不安を与えてしまうので、障害者サービス等の研修は毎年必ず実施しています。</p>
D委員	<p>港区の図書館は今でも様々な活動をしており、引き継いでさらに発展していきたいものもあると思うが、どのようなものを引き継いでいきたいと考えていますか。</p>
C事業者	<p>みなと図書館においては、既に近隣の学校や科学館等との連携を図っているようなのでそれらの連携や、近隣公園での青空おはなし会についても確実に引き継いでいきたいと思えます。さらに連携を深めていくというところを、是非取り組んでいきたいと考えております。</p>
委員長	<p>それでは時間になりましたので、これでプレゼンテーション及び質疑応答は終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
委員長	<p>(3) A事業者 準備ができましたら、プレゼンテーションをお願いします。 (A事業者がプレゼンテーションを実施)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは質疑応答に入ります。</p>

G委員	オンライン講座の実施や講座の動画配信のニーズは高いと考えますが、具体的な取組があれば教えてください。
A事業者	オンライン講座の実施については、やはりニーズがすごく高いです。港区内で管理運営を担っている図書館では、まだ潤沢にできてはいませんが、児童向けのサービスや講座等においてタブレットを活用して実施することを考えています。また、麻布図書館の2階のお話広場がコロナ禍以前のように使えるようになったため、今後はそちらを活用したいと思っています。
G委員	中身についてはいかがでしょうか。
A事業者	子供に向けて本の楽しさを伝えるような内容にしたいと考えています。また、調べ学習に関しては是非取り組んでいきたいです。電子図書館は港区で導入しており、そこに動画やオリジナルコンテンツを上げることができるため、作ったものを挙げて、広く使ってもらおうという取組につなげたいです。
D委員	研修について、接遇という一般的な話はありませんでしたが、図書館員のための研修という話がありませんでした。外部での研修を含めて、どのような研修に参加していくのか、例を挙げてお話しください。
A事業者	ステップアップ研修という形で、入社当初から最終的に図書館のマネジメントをする層まで含めて段階的に専門性を学ぶという講座を作っています。これは職階と給料等も連動した形で、上を目指させるよう行っており、当然レファレンスやさらにその先に繋がるような、調べ学習等も含めて専門性を構築できます。そういった段階研修と専門研修の両方を備えています。
D委員	専門機関で実施している研修への参加は予定していますか。
A事業者	例えば都立図書館や、日本図書館協会での研修などには参加しており、これからも参加していきたいと思っています。ビジネスライブラリー推進協議会の研修や、そういったものも必要に応じて受講し、力を強めていきたいです。認定司書が1名生まれましたが、日本図書館協会の定められた時間数の研修を受けないと認定されないものであり、この取組は進めていきたいと考えています。
B委員	先ほど、講座の資料等に関して電子図書館サービスに掲載する話もありましたが、港区図書館全体として提供されている電子書籍サービスや国立国会図書館で提供されているデジタルコレクション等のような電子情報資源に関して、地域館として実際の図書館サービスへの活用や、何かこういう場面で役に立つ等があれば教えてください。また、現在社会教育の現場において、生成A Iの話題が非常に多く議論されています。現場におけるA Iの活用についての考えや提案があれば教えてください。
A事業者	電子書籍サービスの活用については、講座等で紹介していくことにあわせて、港区でも進めているデジタルアーカイブには港区史や港区教育史など地域の貴重なコンテンツがたくさんあり、それを歴史講座や地域の講座で紹介しつつ、より深い学びにつなげていくという使い方はできると考えています。また、みなと図書館で計画している観光情報コーナーにタブレットを置き、実際にデジタルコンテンツを触ってもらうこともあわせて展示することで、コンテンツや電子書籍サービスを普及させ、より深い学びにつなげていきたいと考えています。
	生成A Iの活用については、利用者からの問い合わせに対して、レファレンスまでいかないにしても、まずは図書館サービスの基本的な部分を紹介するようなことをサービスとして導入したいと考えています。
C委員	お話し会等の人が集まる講座について、コロナ禍前後で変化があったと思います。

A事業者	<p>そうした状況変化に対して、何か考えがあれば伺いたいです。</p> <p>コロナ禍の前と比較して、集客手段としては、ホームページはもちろんツイッター等で積極的に周知しています。また、新しく港区の屋外掲示板に掲示し、実際に講座をやった時に掲示板を見て来たという方も何名かいて効果があると思っており、今後も続けていきたいと思っています。</p>
E委員	<p>館長予定者の選定理由の中で全員が現職の館長であって、港区内での図書館の経験も豊富ということですが、それぞれ館長としての個性があるかと思います。経験以外にどのような強みを評価してそれぞれ館長予定者に推薦したのか、教えてください。</p>
A事業者	<p>図書館現場で叩き上げた者や、企業の中でマネジメント経験を豊富に積んだ上で図書館という現場に来てる者もいます。図書館というのは、もちろん図書館に関する知識や本に関する知識も重要であり、館長になる前に研修は積みますが、やはりリーダーシップを持って、利用者の方と実際危機に瀕したときに接しなければいけません。そのリアリティーを持って担っていく上では、その人生経験をかなり重視して採用しています。その上で、スタッフとコミュニケーションを取っていける人格者、そういった部分も非常に重視しながら採用、研修、社内でのミーティングを重ねて選考しています。</p>
B委員	<p>昨今、国の読書バリアフリー法等で視覚障害者等の方に対する読書環境の整備に関することが義務づけられています。接遇や利用者への配慮といった点について、具体的な取組や事例があれば紹介してください。</p>
A事業者	<p>障害者サービス、読書支援サービスに関しては、港区のユニバーサルサービスの観点から、声の図書、録音図書、DAISYCDの貸し出し、対面朗読、大活字本の貸し出し、宅配サービスなどを実施しています。今年度から、区内の図書館で、手話通訳タブレットの端末やヘルプカードをカウンターに設置し対応ができるようにしており、ツールをどんどん増やして対応しています。SDGsの誰1人取り残さないというテーマも踏まえ、ハード面とソフト面の両面から図書館サービスを進めていきたいと考えています。</p>
F委員	<p>講座等の申し込みや方法の改善やオンラインでの講座の今後の取組についてお考えがあればご説明願います。</p>
A事業者	<p>ウェブによる申し込みについては提案資料には書いていませんが、他自治体での事例があるので、是非取り組みたいと考えています。</p>
A委員	<p>無期雇用に転換しているということで非常に素晴らしいことだと思いますが、人件費の比率が低く感じます。これから港区のために働く人たちの処遇について会社としてどのように考えているのか、教えてください。</p>
A事業者	<p>人件費に付随する消費税の部分は、租税公課の方に含めて提案しており、もしかしたらその部分に関係あるかもしれません。人件費については、業界の中では、決して低いとは思っていませんが、業界全体として処遇を上げていかなければいけないと私どもは信念を持って考えています。</p>
委員長	<p>それでは時間になりましたので、これでプレゼンテーション及び質疑応答は終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>(グループ2の採点表を回収・集計)</p> <p>グループ1 (三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館)</p> <p>(4) A事業者</p>

委員長	準備ができましたら、プレゼンテーションをお願いします。 (A事業者がプレゼンテーションを実施)
委員長	ありがとうございます。それでは質疑応答に入ります。
D委員	図書館はネットワークで動いているものなので、それぞれの図書館がどのように連携をしていくのか、こういった形でネットワークを組んでいくのか、特に三田図書館は中央館としてもう一つのグループの図書館も束ねる立場なので、どのように連絡調整を行おうとしているのか、ご説明願います。
A事業者	中央館としての連絡が来たものを各館に公平に伝えていきます。また、グループの垣根を超えた合同イベントのほか、資料の連絡や三田図書館として全体のまとめを行っており、業務ごとに各館、各担当者に連絡し、各館が同じレベルで情報を知り得るための連絡を常にとり、運営にあたっています。 また、全体で館長会を毎月実施しており、全館で課題や利用者の対応について共有しています。グループが2つになるということですが、全体で共有すべきことは必ず共有するというスタンスはこれからも変わりありません。現在も2つの事業者であり、港区を交えての会はありますが、全体で館長だけで集まるといった場はないので作っていきたいです。
D委員	館長会というのはどのくらいの単位でやっていますか。
A事業者	毎月行っているほか、会社としては、年に2・3回ほど地域別の館長会として23区内の館長がテーマ別に集まって情報共有をしています。各地域の営業マネージャーは2週間に1回集まっており、そこで得られた情報について各館に共有する取組を行っています。
B委員	令和4年度から港区の図書館は全て指定管理者制度が導入されました。例えば三田図書館であれば、田町・三田情報交換会という形で館長が中心となって人的なネットワークを構築しているようですが、そこで得られた人的ネットワークや研修等で得られた図書館運営のノウハウ等を何らかの形で区に還元する仕組みが必要と考えますが、お考えをご説明ください。
A事業者	区とも定例会を開催しており、それぞれの図書館で取り組んだネットワークや事業だけでなく人脈も含めた部分についても伝えており、特筆すべきことについては報告しています。もちろん図書館という場で情報交換会をする以上は、区に伝えて還元していくという姿勢は非常に重要だと考えており、継続していきたいです。
B委員	各種の研修にそれぞれの館の図書館員や館長が出席して、図書館のノウハウに関して研修を受けて知識や経験を積みますが、それを区に還元するような仕組みはありますか。
A事業者	都度その内容について区と時間を取って共有するということはできていませんが、非常に重要な考え方だと思います。どのような研修に参加したかは報告していますが、そこで得られたものを還元していくことは非常に重要だと思うので、取り組んでいきます。社内で広域的に取り組んでいる内容については、区にも共有しています。
B委員	電子書籍サービスについて改善点があれば教えてください。
A事業者	正直申し上げて、コンテンツは充実させていかなければならないと考えています。選べるコンテンツそのものが紙の本に比べて少なく、ここは改善を図っている部分でもあり、一番の課題です。また、紙とデジタルと分け隔てるのではなく、両方活用するという考え方が重要です。行事やイベントを実施するにしても、これを意識した形でデジタルへと利用がつながるよう紹介していくことが重要だと思います。オリジナ

C委員	<p>ルのコンテンツをデジタルでも積極的に発信していくといくことは、相互の利用につながるの、取り組んでいきたいです。</p> <p>三田図書館が中央館として、港区立図書館のホームページの開設や運営等を担っていくこととなりますが、提案資料では区側が求めている内容があまり反映されていないと感じました。実際にどういう点が港区図書館ホームページで課題となっていて、それをどう改善すべきと考えていますか。</p>
A事業者	<p>現在のホームページは区で運営していますが、トップページは三田図書館がイメージの中心となっており、当然ホームページは広域的にサービスを展開していく以上、各館にもスポットを当てて紹介しなければいけません。また、図書館のイベント検索だけではなく、デジタルアーカイブや電子図書館など、ホームページと親和性のあるコンテンツが非常に増えてきていることから、例えばホームページのトップに新しく入った本のデジタルな表紙が出てくるというような、新しく始めたサービスにダイレクトにつなげていくホームページを作っていかなければと考えています。</p>
E委員	<p>中央館として区内図書館の全体調整は非常に重要です。グループ2が別の事業者になる可能性もありますが、そうした場合に全体調整を担う三田図書館としてどのような点に配慮しながら調整を進めていきますか。</p>
A事業者	<p>今も2事業者ですが、必ず連絡が届くように電話をしたり、普通の連絡網だけではなくあえて追加で連絡して漏れることない形で伝えるように取り組んでいます。次回も2つの事業者で分かれたとしても同じように連携できるよう、メールや連絡網に関しては、私の方が直接連絡して漏れないよう連携していき、今の流れをそのまま全体につなげていきます。</p>
E委員	<p>連絡というのはもちろんですが、調整となると伝えるだけではなく、お互いに協議という場面も当然出てくると思います。事業者によってコンセプトも微妙に違うということもあるかと思いますが、そういった点はどう考えますか。</p>
A事業者	<p>当然事業者によってやり方が違うことがあるとは思いますが、話を聞きながら、こちらでできることと、相手の考えとを融合した形の話し合いを必ず持ちます。今後も、こちらから一方的に情報を流す、情報をもらうだけではなく、お互いに話し合うことで融合点を見つけ、連絡を取り合います。</p>
D委員	<p>比較的図書館の経験が浅い館長予定者の方がいらっしゃいますが、差し支えない範囲でこれまでの経験で図書館に活かせる点、図書館長になる上で図書館勤務の少ない部分をどのようにカバーしていくのか考えをお聞かせください。</p>
A事業者	<p>高輪図書館の館長予定者は、航空会社での管理職の経験があります。図書館も女性が多い職場であり、マネジメントに関してはしっかりと女性を束ねる力を発揮しています。その後、医療系の大学での教員経験や研究室での研究員としての経験もあり、今力を入れている健康医療情報の提供という、漏れのないタイムリーな情報を流せています。航空会社では接遇の面もしっかりと研修しており、毎月館長自ら全員に日本一感じの良い図書館を目指すべく、図書館員を教育しています。そのあたりが強みと考えています。</p> <p>港南図書館長予定者については、メーカーで技術職をしており、旧職で繋いだ人的ネットワーク等を活用して、図書館のイベントにおいて、図書館らしい知を備えられるような人たちを呼んでおり、地域の方々と連携するという点に関して強みを発揮しています。技術職としての経験を施設設備面にも活かしています。館長としての経験をこれから積み上げていく点に関しては、現場の課題を一緒になって考え、良い</p>

G委員	<p>アウトプットを出していきたいと思います。また、司書としての基礎知識や資格ももちろん勉強しています。高輪図書館長予定者は司書の学会にも所属しています。現場では何よりもカウンターやフロアに率先して出て、背中を見せて、まとめる力を持って司書として経験不足のところを補うように日々努めています。</p> <p>学校や幼稚園との連携について、より踏み込んだ提案や御社だからこそできる取組があれば教えてください。</p>
A事業者	<p>学校ではコロナ禍の3年間を経て、今までできなかったことをいかにやるかという中で、調べる学習コンクールには力を入れています。出張授業も拡充しており、調べる学習コンクールだけではなく、読書感想文の勉強会を学校に出張して行うなど、学校の図書室を使った形での勉強会に取り組んでいます。田町・三田情報交換会に学校関係の方も来てもらい、地域の関係者と一緒に話し合い、学校にそのソースを持って帰っていただくということも行っています。学校への見学会の企画も始めており、今まであまり行っていなかった地域連携としては新しい取組です。</p>
委員長	<p>それでは時間になりましたので、これでプレゼンテーション及び質疑応答は終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>(グループ1の採点表を回収・集計)</p>
事務局	<p>4 第2次審査採点及び事業候補者の選定について</p>
委員長	<p>(採点集計の結果について資料3-1、3-2に基づき説明する)</p> <p>グループ1の応募事業者の採点結果について、評価したポイントを各委員から順に講評をお願いします。</p>
B委員	<p>提案内容が港区の図書館にふさわしいかという視点から採点しました。現在の取組を含めたサービス内容に関して評価でき、実現性は高いと感じました。</p>
D委員	<p>現在行っている取組に対する改善や、アピールポイントの説明がなかったため、少し厳しい評価としました。ただ、現行の図書館サービスが確実に実行されるという点でA事業者が当該施設を管理運営することについては安心感があります。</p>
G委員	<p>これまでの管理運営実績や地域や学校との連携をはじめとしたサービス内容の点から安定的な運営が十分可能と考えます。学校との連携の発展を期待しています。</p>
F委員	<p>提案された事業はどれも具体的かつ現実的なもので、実現性が高いと感じました。</p> <p>地域団体との連携について、異業種と交流したうえで新たな事業提案につなげていくという積極的な姿勢が評価できます。また、中央館的機能について、グループ間の調整や情報伝達など、主体的に港区立図書館全体をまとめていく姿勢が感じられました。</p>
C委員	<p>募集要項に書かれていた、ホームページに関して区が求める事項が伝わっていないように感じました。今後、区側と調整が必要であると思います。</p>
E委員	<p>体制が盤石であり、管理運営体制はしっかりしているため、堅実な運営は間違いなくできると思います、評価できます。また、台場図書館については、区民センター図書室から図書館に移行し、地域住民からの期待もある中、台場地域の特徴を踏まえた提案がされており、地域の魅力向上や情報発信に期待ができると感じました。</p>
A委員	<p>当該施設の管理運営を任せる能力は十分あると思います。もっと積極的な取組があるとより良かったと思います。</p>
委員長	<p>それでは、グループ1の採点を確定してよろしいですか。</p>

委員長	<p>(全員了承)</p> <p>グループ1については、A事業者は総合点1,548点で、第一次審査及び第二次審査ともに選考の最低基準である審査合計点の60%を超えていることから、グループ1(三田図書館・高輪図書館・高輪図書館分室・港南図書館・台場図書館)については、A事業者を選考委員会での候補者として決定します。</p> <p>(全員了承)</p>
委員長	<p>続いて、グループ2の応募事業者の採点結果について、評価したポイントを各委員から順に講評願います。</p>
B委員	<p>電子書籍や生成AIについて質問したのは、最近の業界の動きに目配りしている業者かどうか聞きたかったからです。できれば電子書籍や生成AIを用いて読書バリアフリー法の本質、読書支援に活用できるという一言が欲しかったのですが、どの事業者からも言及がありませんでした。その中でもC事業者に関しては、なんとか答えようとするなど、本業務を担いたいという姿勢を強く感じました。それ以外の部分は、どの事業者も大きな差はなく、施設の管理運営を担う能力は十分に有していると考えます。</p>
D委員	<p>C事業者は、図書館の知識が少し不足している印象を持ちました。B事業者は、書類では低い評価としましたが、プレゼンテーションを通じて評価が上がりました。A事業者は実績も十分であり安定した管理運営が可能ではあると考えます。</p>
G委員	<p>本業務に一番意欲をもっていたのはC事業者だと感じました。グループで事業者が違っても、中央館である三田図書館の事業者と十分連携できると感じました。事前に施設や地域をリサーチしており、そのような姿勢のもと、意外性のある地域の異業種とのコラボ事業「図書館×(かける)〇〇プロジェクト」や自社の得意分野を生かした資料のデジタル化や書架構成の見直し、文庫本の装丁ワークショップやアルバム作りイベントの実施などの新しい事業提案があり、今後もより良い提案を出してくれることが期待できると考え、評価しました。</p>
F委員	<p>区民が安心してその施設を利用できるということが一番だとすれば、どの事業者も任せられると思います。その中で、C事業者が結果的には一番高い点数となりました。情報発信や居心地の良い空間づくりなど積極的な提案が見られ、最も本業務に意欲を持っていると感じました。地域や各図書館の特性やそれらを融合したサービスの展開に向けて、現在の図書館のサービスの改善点をしっかりとリサーチしていました。誠実さ、一生懸命さ、指定管理者公募というものを理解して臨んでくれていたと思います。</p>
C委員	<p>3事業者ともあまり差が付かない点数となりました。書類を見て気になった部分を中心に質問しましたが、B事業者については、パソコンの利用エリアの増設について、具体的な回答をいただき、しっかりと検討されており、他の内容も信頼できると思いました。C事業者については、正規職員の比率は低いですが、将来的な無期雇用への転換など、安定的な施設運営に向けた人員配置の説明がなされていました。A事業者については他の委員と比べると点数が高いですが、これまでの実績からも信頼して任せられると考えます。</p>
E委員	<p>A事業者はグループ1と同じで、安定的な運営は期待できると評価しました。B事業者については、プレゼンテーションの受け答えについて、全体的に一般的な回答に終始しているため、すべての項目で平均点を付けざるを得ませんでした。C事業者は、</p>

	<p>地域特性に応じてどういう運営をしていくのかという肝の部分について、麻布図書館であれば外国人人口が多いため外国人に向けたサービスに力を入れていく、赤坂図書館についてはビジネスについての環境が特色としてあるためビジネス書を中心に力を入れていくなど、地域特性に応じて館の運営をどうしていくのか明確に示していました。地域に根差した図書館を実現するために、地域特性に応じた館を運営することについて、具体的に提案されていた点は評価できます。再委託については、積極的に区内事業者を取りたいという姿勢は評価できますが現状管理運営の再委託先が未定であることからその点は調整が必要だと思います。</p>
A委員	<p>A事業者は当該施設の管理運営を任せる能力は十分あると思います。もっと積極的な取組があるとより良かったと思います。B事業者は都内でも運営実績がありますが、提案書の内容が一般的であり、それを埋めるようなプレゼンテーションでもありませんでした。C事業者はA事業者に比べるとかなり小さな会社ではありますが、提案書類は現在の港区及び港区立図書館についてよく研究していることが伺え、施設ごとに特色があり具体的で非常に良くできていたと思います。プレゼンテーションでは明確に分かりやすく受け答えしており、施設を適切に運営していく上での誠実さが感じられました。</p>
F委員	<p>指定管理者が図書館の運営をすれども、図書館の施設所管である図書文化財課がリーダーシップをとり指導力を発揮していくべきであり、区の関与のもと、今回、興味深い提案が出されたC事業者の提案を生かしていきたいと感じました。</p>
委員長	<p>それでは、グループ2の採点を確定してよろしいですか。 (全員了承)</p>
委員長	<p>グループ2（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）については、A事業者は総合点で1,571点。B事業者が総合点で1,455点。C事業者が総合点で1,581点となることから、選考の結果、C事業者を選考委員会での候補者として決定します。 (全員了承)</p>
事務局	<p>5 その他 (資料4について説明する。)</p>
委員長	<p>6 閉会 本日の委員会は、以上を持って閉会とします。</p>

※委員長における質疑や講評等に関する発言について、「委員」として表記しています。

港区立図書館指定管理者公募要項

(みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館)

令和5年2月
港区教育委員会

目 次

I	施設の概要	1
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	港区立図書館の設置目的	1
3	港区立図書館の概要	1
	(1) 名称・所在地・施設規模・開設年月日	1
	(2) 休館日・開館時間	2
	(3) 利用対象者	2
	(4) 指定管理料	2
4	指定期間	3
II	指定管理者が行う業務	3
1	事業運営	3
	(1) 基本事業	3
	(2) 提案事業	3
	(3) 自主事業	4
	(4) 職員体制	4
	(5) 港区立図書館の中央館的機能を担う図書館について	4
	(6) 図書館の開館時間について	4
2	施設の維持管理	4
	(1) 施設の維持管理業務	4
	(2) 安全・安心に関する業務	5
3	管理運営の基準	6
	(1) 関係法令等の遵守	6
	(2) 区が定める指針等への対応	7
	(3) 個人情報保護	7
	(4) 再委託の禁止	7
	(5) 地域との連携	8
	(6) 教育委員会と指定管理者の役割及び管理責任の分担	8
4	運営経費に関する事項	10
	(1) 指定管理料の支払	10
	(2) 備品購入の取扱い	12
	(3) 収入	12
	(4) 銀行口座の開設	12
	(5) 損害賠償保険	12
	(6) その他	12
III	選定手続	13
1	公募の手続・手順	13
	(1) 申請者の資格	13
	(2) 複数の団体による共同申請	13

(3) 公募の日程.....	14
(4) 公募説明会及び現地見学会.....	14
(5) 申請手続.....	15
(6) 計画書類の提出.....	18
(7) 提出書類に関する留意事項.....	20
(8) 応募に関する留意事項.....	21
(9) 質疑の受付及び回答.....	21
(10) 提出書類の受付.....	22
2 指定管理者候補者の選考・選定.....	22
(1) 指定管理者候補者の選考.....	22
(2) 指定管理者候補者の選定.....	22
(3) 基本的な選考基準.....	23
(4) 審査結果の通知.....	23
(5) 第二次審査用資料の提出.....	23
IV 決定後の手続.....	23
1 基本協定書・年度協定書.....	23
(1) 協定の締結.....	24
(2) 基本協定書の主な事項.....	24
(3) 年度協定書の主な事項.....	24
2 災害時協定.....	25
(1) 協定の締結.....	25
(2) 災害時協定書の主な事項.....	25
3 事業計画書及び収支予算書の作成.....	25
(1) 事業計画書及び収支予算書の作成.....	25
(2) 事業報告書及び収支決算書の作成.....	25
4 業務の引継ぎ等.....	25
5 情報の公表.....	26
(1) 応募書類等.....	26
(2) 選考・選定過程の情報.....	26
(3) 指定管理業務に関する情報.....	26
6 モニタリング等の実施.....	26
(1) モニタリングの実施.....	26
(2) 第三者評価の実施.....	26
(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出.....	27
(4) 監査の実施.....	27
7 指定の取消し等.....	27
(1) 指定の取消しと業務の停止.....	27
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	28
問合せ先.....	28

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に委任する指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「港区立図書館」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 港区立図書館の設置目的

港区立図書館は、図書館法及び港区立図書館条例により設置された施設であり、区民の教育と文化の発展に寄与するために、図書・記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを基本的な目的に設置されています。

近年においては、学校教育を援助し、家庭教育の向上、更には生涯学習を目的とした様々な事業の実施も図書館の課題とされており、こうした図書館を取り巻く環境の変化を敏感に受け止め、旧来の姿に留まることなくたゆまず変化していくことが求められています。

港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」をめざす姿として策定した「港区立図書館サービス推進計画」に基づき、サービス・資料・施設の魅力を備えた図書館づくりを推進します。

3 港区立図書館の概要

(1) 名称・所在地・施設規模・開設年月日

名称	所在地・電話	現施設の開設年月日	施設規模	備考
みなと図書館	東京都港区芝公園3-2-25 (3437)6621	昭和54年7月19日	構造：SRC地下1階 地上3階建 階数：－ 敷地面積：1,565.07㎡ (東京都立芝公園内) 延床面積：3,997.11㎡	－

麻布図書館	東京都港区六本木5-12-24 (3585)9225	平成26年7月1日	構造：S一部RC 5階建 階数：2～5階 敷地面積：1,115.06㎡ 延床面積：2,696.09㎡	1階に子育てひろば あっぴい麻布を併設
赤坂図書館	東京都港区南青山1-3-3 (3408)5090	平成19年4月1日	構造：RC地下2階 地上46階建 階数：3階 敷地面積：－ 延床面積：1,400.00㎡	青山一丁目スクエア内3階部分

(2) 休館日・開館時間

ア 休館日

- ① 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- ② 館内整理日…毎月第3木曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その前日
- ③ 特別整理期間…毎年1回、10日以内

イ 開館時間

- ① 月曜日～土曜日
午前9時～午後8時
- ② 日曜日、祝日(1月1日を除く)、12月28日
午前9時～午後5時

(3) 利用対象者

誰でも利用が可能です。ただし、図書資料等の貸出しは、東京23区内の在住・在学・在勤者が対象となり、あらかじめ利用者登録を行い、図書館カードの交付を受ける必要があります。

(4) 指定管理料

本施設の過去の指定管理料については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額ではありません。

<麻布図書館>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
指定管理料実績	126,522,403円	125,100,330円	126,439,252円	
【内訳】	職員人件費	62,100,000円	61,612,870円	62,800,000円
	光熱水費	7,539,898円	6,211,840円	7,248,447円
	修繕費	2,714,505円	3,520,809円	2,243,285円
	事業運営費	4,395,000円	4,027,811円	4,420,520円
	施設管理経費	18,762,011円	19,026,623円	19,195,983円

	その他経費	31,010,989 円	30,700,377 円	30,531,017 円
--	-------	--------------	--------------	--------------

< 赤坂図書館 >

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理料実績		99,177,207 円	99,995,539 円	100,242,747 円
【内訳】	職員人件費	58,700,000 円	59,193,896 円	58,544,800 円
	光熱水費	1,008,832 円	730,217 円	849,409 円
	修繕費	632,375 円	842,688 円	1,339,538 円
	事業運営費	3,785,000 円	3,725,738 円	4,006,000 円
	施設管理経費	10,300,845 円	10,626,902 円	10,830,427 円
	その他経費	24,750,155 円	24,876,098 円	24,672,573 円

※指定管理料実績は、項番Ⅱ4（1）における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

※「港区立みなと図書館」については令和4年度から指定管理者制度を導入したため、指定管理料の実績に「みなと図書館」の実績はありません。

※各経費区分の内訳やみなと図書館を含む令和4年度の指定管理料については、後述の公募説明会で資料を配布する予定です。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年）

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 事業運営

（1）基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、以下のとおりです。詳細については、業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

- ア 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること（※）。
- イ 図書館資料の館内利用及び館外利用に関すること。
- ウ 読書相談及び参考業務に関すること。
- エ 読書会、研修会、鑑賞会、講演会等の開催及び奨励に関すること。
- オ 他の図書館及びその他関係団体との連絡及び相互協力に関すること。
- カ その他の区立図書館の目的達成のために必要な事業に関すること。

※資料の購入に関しては、所管課である港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課が行い、資料の修理・廃棄に関しては原則指定管理者が行います。

（2）提案事業

港区立図書館条例第1条に定める目的を達成するため、同条例第3条に基づく事

業を提案してください。事業を計画する場合は、以下の内容を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に教育委員会と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

ア 「港区立図書館サービス推進計画」の推進に寄与する積極的な提案をしてください。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に教育委員会と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担（指定管理料の積算には含めません。）とします。

※材料費など参加者個人に係る経費については、徴収することが可能ですが収支見込についても事前協議を行ってください。

(4) 職員体制

ア 施設等管理責任者としてそれぞれの図書館に館長を配置すること。

① 常勤の職員とすること。

② 組織の長としてリーダーシップを発揮する能力と経験があること。

イ 館長を補佐し、館長不在時に館長を代理する者として副館長を配置すること。副館長の要件は次のとおりとする。

・司書資格を有する者又は図書館業務経験者（3年以上）であること。

ウ 開館時間を通じ館長又は副館長を常時配置すること。

エ 指定期間中は、各図書館に配置する職員のうち司書資格を有するものの割合について50%以上を維持すること。

オ 施設の維持管理に必要な要員を配置すること。

カ 公の施設の職員としての心構えを認識し、従事職員に対し、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めること。

(5) 港区立図書館の中央館的機能を担う図書館について

三田図書館が、港区立図書館の中央館的機能を担っています。中央館的機能として、各種会議の開催、各区立図書館間の取りまとめ、図書文化財課との連絡調整（各区立図書館において共通して運用している事項についての区との協議等）、行事予定をまとめた案内の作成・各館への配布、図書館の利用案内等を掲載したホームページの管理運営等を行っています

(6) 図書館の開館時間について

「3 港区立図書館の概要」に記載されている開館時間は、公募時点の開館時間です。今後、開館時間が変更となる可能性があります。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。麻布図書館及び

赤坂図書館については複合施設となりますので、それぞれの施設管理者と日常的に連携を図ってください。

麻布図書館については、主たる管理者は図書館となります。施設によって業務内容が異なりますので、施設詳細については、別紙業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

ア 以下設備の維持管理を行うこと。

- (ア) 建物（破損、汚損、雨漏）
- (イ) 電気（配電・変電設備）
- (ウ) ガス
- (エ) 水道（上下水道・トイレ）
- (オ) 給排水設備
- (カ) 電気設備（エレベーター等）
- (キ) 空気調和設備（エアコン等）
- (ク) 図書館施設附属設備及び物品の保守点検
- (ケ) 清掃（日常清掃・定期清掃）
- (コ) 植栽管理
- (サ) 害虫駆除
- (シ) 図書館の機械警備に関する業務
- (ス) 照明器具（蛍光灯、電球）の交換
- (セ) 廃棄物の管理・処分

イ 防火管理に関する業務を行うこと。

- (ア) 防火管理者の設定
- (イ) 各館館長及び分室施設長の防火管理者の資格取得、教育委員会・消防への届出
- (ウ) 消防計画の作成・届出
- (エ) 自衛消防組織の編成・届出
- (オ) 消防施設点検の実施、指摘箇所の改善（税込130万円以下の工事・修繕を含む）、教育委員会への報告
- (カ) 消防査察等の対応
- (キ) 防災訓練の実施
- (ク) 関係部署との連携
- (ケ) その他消防署・教育委員会への各種届出等

ウ その他、次の業務を行うこと。

- (ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務
- (イ) 1件130万円以下の軽易な修繕及び整備
- (ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(2) 安全・安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関

係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベーター点検確認)「港区立学校その他の教育機関の施設等の安全管理に関する要綱」、「港区立学校その他の教育機関の施設等安全管理業務実施要領」に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。

エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。

オ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。

カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。

キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、関係機関への引継ぎなど様々な支援を行うこと。

ク 各地区総合支所との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。

ケ みなと図書館は、帰宅困難者一時受入れ場所に指定されています。このため、区が帰宅困難者一時受入れ場所を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。

コ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。

サ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

シ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

ス 常に利用者の健康に配慮した良好な図書館環境を維持し、必要な感染症対策を講じるなど、適切な館運営に努めること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

ア 港区立図書館条例及び施行規則

イ 図書館法

ウ 著作権法

エ 文字・活字文化振興法

- オ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- カ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- キ 地方自治法
- ク 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- ケ 個人情報の保護に関する法律
- コ 港区情報公開条例及び施行規則
- サ 港区環境基本条例
- シ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- ス 港区防災対策基本条例
- セ 港区暴力団排除条例
- ソ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- タ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- チ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

（２）区が定める指針等への対応

以下の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （公社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

（３）個人情報保護

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、個人情報の取り扱いが生じるので、関係法令等を遵守し、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

（４）再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、教育委員会の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

(5) 地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

(6) 教育委員会と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項 目		指定管理者	教育委員会
設置者としての責務		—	◎
図書館の管理運営		◎	○ 条例・規則事項
	施設の管理（設備、物品の管理）	◎	○
	施設の占有・行為許可	—	◎
	苦情対応	◎	○
	緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
	施設の安全対策（安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
	広報・PR	◎	○
事業運営		◎	○

(※) 設置者としての責任は教育委員会にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○：主たる分担者

項 目		内 容		管理責任分担	
				教育委員会	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	教育委員会が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	教育委員会の事由により指定管理者の指定が議会で議決されな	○	

			い場合		
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	教育委員会の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	教育委員会の事由による保守点検の増加	○	

		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、教育委員会から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における教育委員会又は教育委員会が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

(備考)

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、教育委員会と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等（管理運営体制に記載した職員等）にかかる人件費

※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 人件費の積算に当たっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含みます。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により定めた金額と同額です。令和5年度は（一般事務・時給額）1, 160

円です。なお、金額は、毎年度見直します。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金

※ 光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 各図書館の指定管理料における光熱水費の負担は以下のとおりとなります。

	電気	ガス	水道
みなと図書館	○	○	○
麻布図書館	○	○	○
赤坂図書館	—	—	○

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき教育委員会が優先順位を設定し、1件130万円以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。

※ 1件130万円を超える修繕は、指定管理料とは別に教育委員会が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※ 予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は教育委員会に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費

※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は教育委員会に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

「その他経費」における本部経費の内訳について

事務管理経費 本社（本部）等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等

運営費 本社（本部）等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等

租税公課 消費税、事業所税等

※ 経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など

積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円(税込)を超える備品については、教育委員会が必要と認めた場合に限り、教育委員会が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各図書館に図書消毒機をリースし管理してください(みなと図書館は区の備品として設置済なので除きます。)

(3) 収入

図書館の利用料は、無料です。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費(材料費など)は区の考え方に基づいて徴収できます。その他については、教育委員会と指定管理者が協議の上決定します。

なお、参加者個人に直接かかる経費を対面で徴収する場合は、指定管理者においてキャッシュレス決済端末又は二次元コードを用意し、キャッシュレス決済が可能となる環境を整備してください。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、教育委員会と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者

ア 図書館施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とする。

エ 図書館事業及び図書館に類する施設における管理運営実績を有する者

オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者

(ウ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者

(エ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者

(オ) 国税又は地方税を滞納している者

(カ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間が経過していない者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。グループ内のすべての団体が上記（1）申請者の資格（エを除く）に該当すること

が必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、教育委員会が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

(3) 公募の日程

公募要項発表	令和5年2月20日(月)
公募説明会	令和5年2月27日(月)
現地説明会	令和5年2月28日(火)
質疑受付	令和5年2月28日(火)から 令和5年3月14日(火)まで
質疑回答	令和5年3月28日(火)
申請受付(申請書類)	令和5年2月20日(月)から 令和5年5月19日(金)まで
申請受付(計画書類)	令和5年2月20日(月)から 令和5年5月26日(金)まで
第一次審査(書類審査)	令和5年6月14日(水)予定
第二次審査(プレゼンテーション)	令和5年6月28日(水)予定
指定管理者候補者選定	令和5年7月下旬予定
指定管理者の指定	令和5年10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

- ・日時 令和5年2月27日(月) 午前10時～11時
- ・場所 港区立三田図書館 6階集会室(港区芝五丁目36番4号)

イ 現地見学会

- ・日時 令和5年2月28日(火)
- ・場所 午前9時30分
港区立みなと図書館(港区芝公園三丁目2番25号)
午前11時00分
港区立麻布図書館(港区六本木五丁目12番24号)
午後1時00分
港区立赤坂図書館(港区南青山一丁目3番3号)

ウ 参加申込

巻末申込書を令和5年2月24日(金)正午までに、メールで送付してください。(公募説明会については、会場の都合上、1者2名までの参加とさせていただきます。)

ただきます。現地見学会については、図書館開館日に実施するため、さらに人数を絞らせていただく可能性があります。。

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください（令和5年5月19日（金）まで）。

提出書類	様式	部数		
		正本	副本①	副本②
① 指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	—	—
<<共同事業体の場合>> [A]共同事業体構成書 [B]共同事業体協定書兼委任状 [C]宣誓書 [D]安定運営の取組	様式A 様式B 様式C 様式D	1部 1部 1部 1部	1部 — — 1部	9部 — — 9部
② 宣誓書	【様式2】	1部	—	—
③ 定款、寄附行為又はこれに類するもの（最新のもの）	—	1部	1部	—
④ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	1部	—
⑤ 印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	1部	—
⑥ 預金残高証明書（最新の決算期末日現在のもの）	—	1部	1部	—
⑦ 事業者の概要				
<<公益法人の場合>>				
ア 法人（団体）等の概要 ・ 事業経歴、役員（理事・評議員）名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	【様式3】	1部	1部	9部
イ 決算書類（直近の決算期3期分） ・ 収支計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記）	様式自由	1部	1部	—
ウ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
エ 収支予算書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	—
オ 事業計画書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	—
カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	—
<<NPO法人の場合>>				

ア	法人（団体）等の概要 ・ 事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	【様式3】	1部	1部	9部
イ	決算書類（直近の決算期3期分） ・ 収支計算書、貸借対照表、財産目録	様式自由	1部	1部	—
ウ	事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
エ	監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	—
※ 上記のイ～エについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。					
<<医療法人の場合>>					
ア	法人（団体）等の概要 ・ 事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	【様式3】	1部	1部	9部
イ	損益計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
ウ	貸借対照表（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
エ	株主資本等変動計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
オ	付属明細書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	—
カ	監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	—
※ 上記のイ～カについては、病院会計準則に従ったものを提出してください。エについては、社員総会での承認日を付記してください。オについては、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替してもかまいませんが、その場合には税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。都道府県提出決算書を別途作成している場合には、当該決算書の写しも提出してください。					
<<株式会社の場合>>					
ア	法人（団体）等の概要 ・ 事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	【様式3】	1部	1部	9部
イ	決算書類（直近の決算期3期分） ・ 営業報告書 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 注記事項（重要な会社方針、貸借対	様式自由	1部	1部	—

	<p>照表注記、損益計算書注記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主資本等変動計算書 ・ 付属明細書 <p>※ 決算書類は、会社法及び会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>※ 連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。</p> <p>※ 株主資本等変動計算書は、社員総会又は株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>※ 付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。</p> <p>ウ 監査報告書</p> <p>※ 会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p>	様式自由	1部	1部	—
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近の決算期2期分に係るもの）	—	1部	1部	—
⑨	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	—
⑩	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	—
⑪	図書館（類似施設）の管理運営実績について	【様式6】	1部	—	9部
⑫	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	—	9部
⑬	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	—	9部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください(令和5年5月26日(金)まで)。

No.	提出書類	参考様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
法人等の団体に関する書類					
①	計画書類等提出書	【様式9】	1部	1部	9部
②	<p>資金・収支計画書 (令和6年度から令和10年度まで) ※ 各年度における受託経費の増減理由も記載してください ※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。</p> <p>「その他経費」における本部経費の内訳について <u>事務管理経費</u> 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 <u>運営費</u> 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 <u>租税公課</u> 消費税、事業所税等</p>	【様式10】	1部	1部	9部
③	<p>・ 受託経費見積書(令和6年度) ※ 各内訳を示し、積算根拠を明らかにする資料を添付してください。 ※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。本部経費については必ず内訳を記載してください。</p> <p>「その他経費」における本部経費の内訳について <u>事務管理経費</u> 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 <u>運営費</u> 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 <u>租税公課</u> 消費税、事業所税等</p>	【様式11】	1部	1部	9部

④	給与・報酬・賃金等に関する規程（最新のもの） ※ 人件費の積算内訳	様式自由	1部	1部	9部
管理運営計画に関する書類					
⑤	管理運営体制 ・職員体制・勤務体系の考え方 ・施設の設置目的に沿った館運営の考え方 ・職員の確保・育成・研修に対する考え方	【様式12】	1部	—	9部
	職員配置表 港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成	【様式12-2】			
	職員ローテーション表（雇用区分別）	【様式12-3】			
⑥	施設長予定者の勤務実績	【様式13】	1部	—	9部
⑦	施設利用者への対応とサービス評価 ・苦情解決及びサービス評価の取組 ・顧客満足度（CS）への具体的な取組	【様式14】	1部	—	9部
⑧	個人情報保護・危機管理・安全対策に関する取組 ・個人情報保護に関する考え方と具体的な取組 ・地震・防災等、危機管理への取組 ・図書館施設及び利用者の安全確保の考え方	【様式15】	1部	—	9部
⑨	環境に配慮した施設運営への取組	【様式16】	1部	—	9部
⑩	法令遵守に関する考え方と具体的な取組	【様式17】	1部	—	9部
⑪	災害発生時の施設対応 ・区が帰宅困難者一時受入れ場所を開設した場合の管理運営体制（職員体制・勤務体系の考え方） ・帰宅困難者一時受入れ場所運営支援業務に関する基本的な考え方	【様式18】	1部	—	9部
⑫	再委託を予定している業務 ※委託内容、委託を行う理由、委託予定金額、委託予定先及び選定理由等 ※委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	【様式19】	1部	—	9部
地域の拠点としての計画					

⑬	地域・学校等との連携・交流及び支援 ・コミュニティ施設・生涯学習施設・福祉施設との連携について ・学校・幼稚園等子どもの施設との連携について ・地域企業や地域団体との連携について	【様式20】	1部	—	9部
⑭	地域における拠点としての役割 ・地域の情報拠点として図書館が果たすべき役割についての考え方と取組 ・地域におけるボランティアの育成、活用に関する考え方と取組	【様式21】	1部	—	9部
効率的で質の高いサービスの提供					
⑮	区立図書館の施設運営に係る効果的で質の高いサービス提供の基本的な考え方及びデジタル化の視点も踏まえた具体的な提案	【様式22】	1部	—	9部
⑯	情報発信についての取組	【様式23】	1部	—	9部
⑰	指定管理者による自主事業の考え方と取組	【様式24】	1部	—	9部
⑱	指定管理業務開始までの具体的な計画（運営開始までのスケジュール、職員体制）	【様式25】	1部	—	9部
その他					
⑲	・区内中小企業者の活用及び区民雇用の促進についての考え方 ・障害者雇用についての考え方 ・障害者との意思疎通、障害者への合理的配慮に関し図書館が取り組むべき課題と具体的対応	【様式26】	1部	—	9部
⑳	指定管理者としての抱負	【様式27】	1部	—	9部

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、教育委員会が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。教育委員会の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- エ 書類は、A4判で作成して下さい。
- オ 副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）のうえ、提出して下さい。
- カ 上記のほか、電子媒体（CD-R）に正本及び副本を入力したものを1部提出

してください。

キ 教育委員会は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他教育委員会が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ク 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会・現地見学会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

巻末質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、メールで送信してください。
送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和5年2月28日（火）
～令和5年3月14日（火）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先 港区 図書文化財課 庶務係 担当 山川・安藤
TEL 03-6435-3011
メールアドレス minato01@lib.city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和5年3月28日（火）を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。な

お、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 提出書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。
教育委員会にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間

(ア) 申請書類 令和5年2月20日（月）から5月19日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 計画書類 令和5年2月20日（月）から5月26日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

※申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※申請書類は郵送でも受付可能ですが、提出期限日までの必着とします。（郵便事故等であっても、期限日までに届いていない場合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、期限日までに確実に届く方法で送付してください。）

※申請書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア7階
港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課庶務係
電話：03-6435-3011

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立図書館指定管理者候補者選考委員会（以下選考委員会）」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること
(公認会計士による財務状況分析を実施します。)
- イ 受託経費見積書及び資金・収支計画書の妥当性
- ウ 管理運営計画について
 - (ア) 管理運営体制
 - (イ) 施設長予定者の勤務実績
 - (ウ) 施設利用者への対応とサービス評価
 - (エ) 個人情報保護・危機管理・安全対策に関する取組
 - (オ) 環境に配慮した施設運営への取組
 - (カ) 法令遵守に関する考え方と具体的な取組
 - (キ) 災害発生時の施設対応
 - (ク) 再委託を予定している業務
- エ 地域の拠点としての計画について
 - (ア) 地域・学校等との連携・交流及び支援
 - (イ) 地域における拠点としての役割
- オ 効果的で質の高いサービスの提供について
 - (ア) 区立図書館の施設運営に係る効果的で質の高いサービス提供の基本的な考え方及びデジタル化の視点も踏まえた具体的な提案
 - (イ) 情報発信についての取組
 - (ウ) 指定管理者による自主事業の考え方と取組
 - (エ) 指定管理業務開始までの具体的な取組
- カ その他
 - (ア) 区内中小企業者の活用及び区民雇用の促進についての考え方
 - (イ) 障害者雇用についての考え方
 - (ウ) 障害者との意思疎通、障害者への合理的配慮に関し図書館が取り組むべき課題と具体的対応
 - (エ) 指定管理者としての抱負

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、教育委員会は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 教育委員会が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 教育委員会と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 教育委員会と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他教育委員会が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算

カ 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 帰宅困難者一時受入れ場所運営支援業務（みなと図書館）
- ウ 要請期間及び方法
- エ 協力履行の義務及び免除
- オ 費用負担
- カ 損害補償
- キ 災害時の情報共有
- ク 守秘義務
- ケ 平時からの備え
- コ 協議
- サ 効力

3 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

教育委員会が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、教育委員会や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引き継ぎに努めてください。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

引継ぎ等にかかる経費は、新たな指定管理者が負担します。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

5 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、教育委員会は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選定委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。教育委員会は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者アンケートを実施し、利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

教育委員会が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

教育委員会は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又

はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は教育委員会が行います。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の(1)に該当しなくなったとき。

イ 教育委員会が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく教育委員会の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めるとき。

コ 災害時協定に基づく帰宅困難者一時受入れ場所運営支援業務（みなと図書館）を実施するため、指定管理業務の継続が困難になったとき。

サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒108-0014 港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア7階
港区教育委員会事務局教育推進部図書文化財課庶務係 担当：山川・安藤
電話：03-6435-3011
メールアドレス：minato01@lib.city.minato.tokyo.jp